

令和8年度

東京都中小企業制度融資要項

【5月29日改定版】

東京都産業労働局

目次

第1 総則	P1
第2 政策課題対応資金（HTT・女性活躍・DX・育業等）	
1 DX・イノベ・産業育成支援融資（略称：DX）	P12
一 DX・イノベ・産業育成支援（略称：DX）	
二 手続	
2 女性活躍推進融資（TOKYOウィメン・ビズ・サポート）（略称：女性）	P14
一 女性活躍推進（略称：女性）	
二 手続	
3 社会課題解決融資（略称：社会課題）	P16
一 働き方改革支援（略称：働き方）	
二 ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援（略称：ソーシャル）	
三 HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）	
四 手続	
4 金融機関提案融資（略称：金融提案）	P22
一 金融機関提案（略称：金融提案）	
二 手続	
第3 一般的な事業運営資金	
1 小規模事業・フリーランス向け融資（略称：小）	P23
一 小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】（略称：小口）	
二 クイックつなぎ（小口）【小口零細企業保証制度】（略称：小口つなぎ）	
三 手続	
2 一般事業融資（略称：事業）	P28
一 事業一般・小規模特別（略称：事業・小企）	
二 経営者保証非提供促進（略称：経保非提供促進）	
三 プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（略称：プロパー経保）	
四 プロパー融資促進型（略称：プロパー促進）	
五 モニタリング強化型特別保証対応型（略称：モニタリング）	
六 クイックつなぎ（事業一般）（略称：事業つなぎ）	

- 七 補助金・助成金つなぎ（略称：助成つなぎ）
- 八 極度枠設定（略称：極度）
- 九 組合向け（略称：組）
- 十 手続

第4 新たな事業展開資金

- 1 創業融資（略称：創業） P42
 - 一 創業（略称：創業）
 - 二 創業経営者保証不要型（略称：創業経保）
 - 三 スタートアップ支援（略称：スタートアップ）
 - 四 手続
- 2 販路開拓融資（略称：販路） P48
 - 一 海外展開支援（略称：海外展開）
 - 二 ビジネスチャンス・ナビ（略称：ナビ）
 - 三 手続
- 3 設備融資（略称：設備） P51
 - 一 設備投資・企業立地促進（略称：設備立地）
 - 二 手続
- 4 経営強化融資（略称：強化） P54
 - 一 強化認定（略称：強化認定）
 - 二 経営力強化保証対応型（略称：都経営力強化）
 - 三 チャレンジ（略称：チャレンジ）
 - 四 手続
- 5 構造改革等支援融資（略称：構造改革） P60
 - 一 構造改革支援（略称：構造改革）
 - 二 手続
- 6 事業承継融資（略称：承継） P63
 - 一 事業承継（略称：承継）
 - 二 M&A 促進（略称：M&A）
 - 三 手続

第5 経営の安定化資金

1	経営安定融資（略称：経営）	P71
	一 経営セーフ（略称：経営セーフ）	
	二 経営一般（略称：経営一般）	
	三 中東情勢対応クイックつなぎ（略称：中東つなぎ）	
	四 経営改善 フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）	
	五 手続	
2	借換融資（略称：借換）	P77
	一 特別借換（略称：特別借換）	
	二 手続	
3	災害復旧資金融資（略称：災）	P79
	一 災害復旧（略称：災）	
	二 手続	
4	危機対応融資（略称：危機）	P81
	一 危機対応（略称：危機対応）	
	二 手続	
5	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	P83
	（略称：エネルギー・ウクライナ・円安等）	
	一 エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	
	（略称：エネルギー・ウクライナ・円安等）	
	二 手続	
附則	P86
様式集	P87

令和8年度東京都中小企業制度融資要項

第1 総則

1 目的

この要項は、都内の中小企業者及び組合に対し、事業の活性化及び経営の安定化など事業に必要な資金を融資し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 定義

この要項における用語の定義は、次の表のとおりとする。

用語	定義																														
信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。																														
中小企業者	<p>信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第1号、第2号、第5号及び第6号に定める法人並びに同項第1号及び第2号に定める個人事業者であって、次の表のいずれかに該当するものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金^{※1}</th> <th>従業員数^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等^{※2}</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td> ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） </td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業^{※4}</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業、情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅行業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>医療法人等^{※5}</td> <td>（条件なし）</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1} 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。 ^{※2} 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。 [業種例] 建設業、不動産業、運送業、出版業 など ^{※3} 特定非営利活動法人の場合、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。 ^{※4} 飲食業を含む。 ^{※5} 医業を主たる事業とする法人 ○対象となる法人の例 ・会社（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社並びに士業法人である監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人） ・医業を主たる事業とする法人（医療法人並びに医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人） ・特定非営利活動法人 </p>	業種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}	製造業等 ^{※2}	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 ^{※3}	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅行業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}	医療法人等 ^{※5}	（条件なし）	300人以下
業種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}																													
製造業等 ^{※2}	3億円以下	300人以下																													
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 ^{※3}																													
卸売業	1億円以下	100人以下																													
小売業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下																													
サービス業	5,000万円以下	100人以下																													
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																													
旅行業	3億円以下	300人以下																													
旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}																													
医療法人等 ^{※5}	（条件なし）	300人以下																													

組合	<p>信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第3号、第4号及び第7号から第11号までに定める組合をいう。</p> <p>○対象となる組合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合等 																		
小規模企業者	<p>信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であって、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。</p> <p>(1) 法人(組合を除く。)又は個人事業者 次の表のいずれかに該当するもの</p> <table border="1" data-bbox="422 548 1492 936"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 業 等^{※1}</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>小 売 業^{※2}</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サ ー ビ ス 業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア業、情報処理サービス業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td> 旅行業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td> 宿泊業、娯楽業</td> <td>20人以下 ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>医 療 法 人 等 ^{※4}</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業・飲食業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など</p> <p>※2 飲食業を含む。</p> <p>※3 特定非営利活動法人の場合、宿泊業及び娯楽業は従業員数5人以下。</p> <p>※4 医業を主たる事業とする法人</p> <p>(2) 組合 事業協同小組合、企業組合及び協業組合</p>	業 種	従業員数	製 造 業 等 ^{※1}	20人以下	卸 売 業	5人以下	小 売 業 ^{※2}	5人以下	サ ー ビ ス 業	5人以下	ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下	旅行業	20人以下	宿泊業、娯楽業	20人以下 ^{※3}	医 療 法 人 等 ^{※4}	20人以下
業 種	従業員数																		
製 造 業 等 ^{※1}	20人以下																		
卸 売 業	5人以下																		
小 売 業 ^{※2}	5人以下																		
サ ー ビ ス 業	5人以下																		
ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下																		
旅行業	20人以下																		
宿泊業、娯楽業	20人以下 ^{※3}																		
医 療 法 人 等 ^{※4}	20人以下																		
指定金融機関	<p>総則の8で定める東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関をいう。</p>																		
保証協会	<p>東京信用保証協会をいう。</p>																		
あっせん機関	<p>総則の5で定める融資申込受付機関のうち指定金融機関及び保証協会以外のものをいう。</p>																		
一般保証	<p>保証協会の保証のうち保証協会が「一般保証に係る保証」として取り扱うものをいう。</p>																		
特例保証	<p>保証協会の保証のうち保証協会が「保険特例に係る保証」として取り扱うものをいう。</p>																		
セーフティネット保証	<p>信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証をいう。なお、セーフティネット保証を利用する場合、中小企業者及び組合は、信用保険法第2条第5項第1号から第8号までのいずれかに該当することについて、区市町村長の認定を受ける必要がある。</p> <p><認定対象事由の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> 1号 大型倒産の発生により影響を受けている。 2号 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。 4号 特定地域の災害等により影響を受けている。 5号 全国的に業況が悪化している業種に属している。 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。 7号 金融機関の合理化(支店の削減等)に伴い借入が減少している。 8号 整理回収機構又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが再生可能である。 																		
プロパー融資	<p>信用保証協会による保証を付さない融資をいう。</p>																		

認定経営革新等支援機関	中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項の認定経営革新等支援機関をいう。
-------------	--

3 融資対象の基本要件

原則として次の（１）から（４）までを全て満たすことを要する。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

- （１）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。ただし、一定の業歴要件が必要となる場合がある。
- （２）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （３）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （４）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

4 融資条件

次の表のとおりとする。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

資金用途	<p>融資ごとに定める。</p> <p>なお、既往融資の返済を資金用途として新規の融資を申し込む場合、その融資により返済することのできる既往融資は、原則として次の（１）及び（２）に限る。</p> <p>（１）東京都中小企業制度融資要項に基づく融資制度（東京都環境保全資金融資を含む。）のうち保証協会の保証付融資</p> <p>（２）東京都内の区市町が実施している融資制度のうち保証協会の保証付融資</p>
融資限度額	<p>融資ごとに定める。なお、組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、中小企業者と同額とする。</p>
融資期間	<p>融資ごとに定める。</p>

融資利率 (年率)	<p>次の表のとおりとする。利率区分は、融資ごとに定める。</p> <p>融資利率に固定金利と変動金利が記載されている制度については、固定金利と変動金利のうちから、借入申込者が選択できるものとする。</p> <p>固定金利を選択した場合、融資実行時の融資利率が完済まで適用される。ただし、融資期間を延長する条件変更契約を締結する場合には、当初の融資実行日から条件変更後の完済予定日までの融資期間に対して条件変更日時点の要項で定める範囲内で融資利率を変更することができる。なお、利子補給付融資については、別段の定めがある場合を除いて、利子補給期間中の融資利率を変更することはできない。</p> <p>この要項で表示する融資利率は、令和8年4月から令和9年3月までに、中小企業者等からの融資申込に伴い融資申込受付機関が「信用保証委託申込書」を受け付けた場合の利率である。10月以降の融資利率は、9月中旬頃に公表する。</p> <p>融資利率一覧表</p> <p>【責任共有対象】</p> <table border="1" data-bbox="406 698 1442 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2">金利種別</th> <th colspan="5">固定金利</th> <th>変動金利</th> </tr> <tr> <th colspan="2">融資期間</th> <th>3年以内</th> <th>3年超 5年以内</th> <th>5年超 7年以内</th> <th>7年超 10年以内</th> <th>10年超</th> <th>共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利率区分</td> <td>①</td> <td>2.75%以内</td> <td>2.95%以内</td> <td>3.15%以内</td> <td>3.35%以内</td> <td>3.55%以内</td> <td>短プラ※ +0.9%以内</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>2.35%以内</td> <td>2.45%以内</td> <td>2.65%以内</td> <td>2.85%以内</td> <td>3.05%以内</td> <td>短プラ※ +0.4%以内</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td colspan="3">2.35%以内</td> <td colspan="2">2.85%以内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td colspan="3">1.95%以内</td> <td colspan="2">2.45%以内</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【責任共有対象外】</p> <table border="1" data-bbox="406 1137 1442 1532"> <thead> <tr> <th colspan="2">金利種別</th> <th colspan="5">固定金利</th> <th>変動金利</th> </tr> <tr> <th colspan="2">融資期間</th> <th>3年以内</th> <th>3年超 5年以内</th> <th>5年超 7年以内</th> <th>7年超 10年以内</th> <th>10年超</th> <th>共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利率区分</td> <td>①</td> <td>2.55%以内</td> <td>2.75%以内</td> <td>2.95%以内</td> <td>3.15%以内</td> <td>3.35%以内</td> <td>短プラ※ +0.7%以内</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>2.15%以内</td> <td>2.25%以内</td> <td>2.45%以内</td> <td>2.65%以内</td> <td>2.85%以内</td> <td>短プラ※ +0.2%以内</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td colspan="3">2.15%以内</td> <td colspan="2">2.65%以内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td colspan="3">1.75%以内</td> <td colspan="2">2.25%以内</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各指定金融機関が定める短期プライムレート（優良企業向けの短期貸出（1年未満の期間の貸出）に適用する最優遇金利）</p>	金利種別		固定金利					変動金利	融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通	利率区分	①	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	3.55%以内	短プラ※ +0.9%以内	②	2.35%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	3.05%以内	短プラ※ +0.4%以内	③	2.35%以内			2.85%以内		—	④	1.95%以内			2.45%以内		—	金利種別		固定金利					変動金利	融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通	利率区分	①	2.55%以内	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	短プラ※ +0.7%以内	②	2.15%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	短プラ※ +0.2%以内	③	2.15%以内			2.65%以内		—	④	1.75%以内			2.25%以内		—
金利種別		固定金利					変動金利																																																																																				
融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通																																																																																				
利率区分	①	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	3.55%以内	短プラ※ +0.9%以内																																																																																				
	②	2.35%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	3.05%以内	短プラ※ +0.4%以内																																																																																				
	③	2.35%以内			2.85%以内		—																																																																																				
	④	1.95%以内			2.45%以内		—																																																																																				
金利種別		固定金利					変動金利																																																																																				
融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通																																																																																				
利率区分	①	2.55%以内	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	短プラ※ +0.7%以内																																																																																				
	②	2.15%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	短プラ※ +0.2%以内																																																																																				
	③	2.15%以内			2.65%以内		—																																																																																				
	④	1.75%以内			2.25%以内		—																																																																																				
返済方法	融資ごとに定める。																																																																																										
融資形式	融資ごとに定める。																																																																																										
信用保証	保証協会による保証を必要とする。ただし、一般事業融資のうち組合向けは、保証協会による保証の有無を任意とする。																																																																																										
保証形態	信用保証の形態は個別保証とする。ただし、一般事業融資のうち極度枠設定は、根保証とする。																																																																																										
責任共有制度の適用	責任共有制度が適用される。ただし、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合がある。																																																																																										

<p>信用保証料</p>	<p>保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の一部又は全部を補助する融資がある。ただし、信用保証料を分割納付する場合は、この補助の対象とならない。</p> <p>なお、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合には以下整理表のとおり信用保証料を上乗せすることとする。</p> <p>(「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」より作成) 対象要件と保証料率の上乗せの整理表*</p> <table border="1" data-bbox="406 450 1442 786"> <thead> <tr> <th></th> <th>直近決算期において 債務超過でない</th> <th>直近決算期において 債務超過である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字でない</td> <td>保証料率+0.25%</td> <td>保証料率+0.45%</td> </tr> <tr> <td>直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字である</td> <td>保証料率+0.45%</td> <td>(本制度の対象外)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人の設立後2事業年度の決算がない者の場合は「保証料率+0.45%」</p>		直近決算期において 債務超過でない	直近決算期において 債務超過である	直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%	直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)
	直近決算期において 債務超過でない	直近決算期において 債務超過である								
直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%								
直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)								
<p>保証人</p>	<p>必要となる場合がある。ただし、法人代表者(実質的な経営権を持っている者等を含む。)を除き連帯保証人は不要とする。また、組合は、その実情に応じ、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合がある。</p> <p>なお、国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、融資申込者が次の(1)から(2)のいずれかに該当する場合又はその他協会が特に認める場合に、法人代表者の保証を不要とすることができる。また、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、融資申込者が次の(3)に該当する場合は法人代表者(組合の代表理事及び代表理事以外の理事も含む)の保証を徴求しない。(「経営者保証に関するガイドライン」「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等の改正等があった場合には、都の別途通知に基づき、当該改正等を踏まえた扱いとする。)</p> <p>【「経営者保証に関するガイドライン」に基づく要件】</p> <p>(1) 申込金融機関が、そのプロパー融資について法人代表者の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でもなく2期連続赤字でもない等の要件を充足している場合</p> <p>(2) 法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合</p> <p>【「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づく要件】</p> <p>(3) 次の要件のアからオのいずれにも該当すること。なお、法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあつてはアからウまでに掲げるものを、2期目の決算が未了の者にあつてはウに掲げるものをそれぞれ除くものとする。</p> <p>ア 過去2年間(法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間)において貸借対照表、損益計算書等その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出している場合</p> <p>イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない場合</p> <p>ウ 直近の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない場合</p> <p>エ 上記ア及びイの要件について、継続的に充足することを誓約する「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」を提出している場合</p> <p>オ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望している場合</p>									

物的担保	<p>原則として、新規の保証の種別（一般保証又は特例保証のいずれか一方）における保証付融資の合計残高が 8,000 万円以下の場合は無担保とし、8,000 万円を超える場合は物的担保を必要とする。ただし、保証付融資の合計残高が 8,000 万円以下の場合でも物的担保が必要となる場合がある。また、各融資に別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。</p> <p>なお、中小企業金融安定化特別保証（平成 13 年 3 月 31 日以前の信用保険法第 2 条第 4 項第 6 号の認定に基づく保証）と一般保証の残高が併存する場合、その保証付融資残高の合計が 1 億円を超える場合は原則として物的担保を要する。</p>
-------------	---

5 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

(2) 融資申込受付機関

次の表のとおりとする。（「○」は申込可、「×」は申込不可）

ただし、総則の 4 の「保証人」の項で融資申込者が（1）又は（3）に該当するとして法人代表者の保証を不要とする融資を申し込む場合は、次の表に関わらず、指定金融機関のみでの受付とする。

融資申込受付機関	取扱制度															
	D X・女性活躍・社会課題解決	金融機関提案融資	小規模事業・フリーランス向け融資 ^{※1}	一般事業融資 ^{※2}	創業融資 ^{※3}	販路開拓融資（海外展開を除く）	販路開拓融資（海外展開）	設備融資	経営強化融資	構造改革等支援融資	事業承継融資 ^{※4}	経営安定融資 ^{※5}	借換融資	災害復旧資金融資	危機対応融資	エネルギー・ウクライナ・円安等対応緊急融資
指定金融機関	○	※6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※7	※8	○
保証協会	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×
東京都中小企業団体中央会	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	※7	×	×
商工会議所	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		×	×
商工会	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		×	×
東京都商工会連合会	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		×	×
公益財団法人東京都中小企業振興公社	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		×	×
東京都各支庁	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		×	×
東京都産業労働局金融部金融課	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		○	×

- ※1 クイックつなぎ（小口）は、指定金融機関のみでの受付とする。
- ※2 経営者保証非提供促進型、プロパー借換（経営者保証非提供促進型）、プロパー融資促進型及びクイックつなぎ（事業一般）は、指定金融機関のみでの受付とする。
また、組合向けは、商工中央金庫又は東京都中小企業団体中央会のみでの受付とする。
- ※3 創業経営者保証不要型は、指定金融機関のみでの受付とする。
- ※4 事業承継の事業承継経営者保証不要型は、指定金融機関のみでの受付とする。
- ※5 経営一般（米国関税措置関連）、経営一般（中東情勢関連）及び経営改善のフェニックス金融支援パッケージは、指定金融機関のみでの受付とする。
- ※6 別に定める。
- ※7 災害の都度定める。
- ※8 保険法第2条第6項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、その後に保険法第2条第6項の認定を受けたものとの関係では、商工組合中央金庫を除く。

（3）申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。ただし、この他に必要な書類がある場合、融資ごとに定める。また、指定金融機関及び保証協会の審査等のために、その他の書類が必要となる場合がある。

なお、受付機関が定める場合を除き、書類やその押印について、電磁的手法による対応を可とする。

【法人の場合】

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書 ^{※1}	各1部
信用保証委託契約書 ^{※1,2}	
個人情報の取扱いに関する同意書 ^{※1,3}	1式
印鑑証明書（申込人・代表者・連帯保証人のもの）	各1部
商業登記簿謄本	
確定申告書（決算書）の写し（原則直近2期分）	2部
法人税又は事業税の納税の確認ができる書類	各1部
見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ必要）	

【個人の場合】

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書 ^{※1}	各1部
信用保証委託契約書 ^{※1,2}	
個人情報の取扱いに関する同意書 ^{※1,3}	1式
印鑑証明書（申込人のもの）	1部
所得税の確定申告書の写し（原則直近2期分）	2部
所得税又は事業税の納税の確認ができる書類	各1部
見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ必要）	

※1 保証協会及びあっせん機関から申し込む場合は、融資あっせん用を使用のこと。

※2 令和3年7月1日保証申込受付分より、貸付実行時に徴求となりました（融資あっせん用を使用する場合は申込時に徴求）。

※3 令和3年4月以降、包括同意書を提出している場合、再度の提出は不要となります。

6 融資申込受付後の処理

下記のとおりとする。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

- (1) 指定金融機関が直接受け付けた場合は、審査の上、適当と認めたものを保証協会に送付する。あっせん機関が受け付けた場合は、融資の対象に該当するか否かを審査し、適当と認めたものを保証協会に送付する。ただし、東京都各支庁は、東京都産業労働局金融部金融課を経由して保証協会に送付する。
- (2) 保証協会は、指定金融機関から送付されたものであって、審査の上、保証を決定したものについては、信用保証書を指定金融機関へ送付する。また、保証協会は、あっせん機関から送付されたもの及び直接受け付けたものであって、審査の上、保証を決定したものについては、指定金融機関に融資をあっせんし、信用保証書を送付する。
- (3) 指定金融機関は、信用保証書に基づき融資する。

7 関係書類の表示

融資ごとに定める。

8 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

次の表のとおりとする。なお、指定金融機関において東京都中小企業制度融資を取り扱うことのできる本支店等は、原則として、東京都内に設置された本支店等とする。

金融機関名 (93) (五十音順) ※令和8年5月29日時点				
普通銀行 47行		信用金庫 29金庫	政府系金融機関 1金庫	漁協・農協系統 金融機関 2連合会
足利	徳島大正	青木	商工組合中央金庫	東京都信用農業 協同組合連合会 東日本信用漁業 協同組合連合会
阿波	栃木	朝日	信用組合 14組合	
伊予	富山第一	足立成和		あすか
SBJ	八十二長野	青梅	東	
愛媛	東日本	亀有	共立	
大垣共立	百十四	川崎	江東	
香川	PayPay	興産	七島	
北日本	北陸	小松川	青和	
京都	北國	西京	全東栄	
きらぼし	みずほ	さわやか	第一勧業	
きらやか	三井住友	芝	大東京	
群馬	三井住友信託	湘南	東京厚生	
京葉	三菱UFJ	城南	東浴	
高知	武蔵野	城北	中ノ郷	
埼玉りそな	山口	昭和	ハナ	
静岡	山梨中央	巢鴨	文化産業	
静岡中央	横浜	西武		
常陽	りそな	世田谷		
スルガ		瀧野川		
大光		多摩		
第四北越		東栄		
大東		東京		
千葉		東京三協		
千葉興業		東京シティ		
中国		東京東		
筑波		東京ベイ		
東京スター		飯能		
東邦		目黒		
東和		横浜		
取扱制度				
<p>総則の5のとおりとする。</p> <p>ただし、融資利率（年率）を「固定金利」又は「変動金利」から選択することができる制度について、以下の5金融機関では「変動金利」は取り扱わず、「固定金利」のみを取り扱う。</p> <p>・あすか信用組合、東信用組合、江東信用組合、東浴信用組合、中ノ郷信用組合</p>				

9 融資目標額及び預託金

次の表のとおりとする。なお、各々の指定金融機関への預託金額は、東京都が別に定める。

制 度 名 (略称)	融資目標額 (億円)	預 託 金	備 考
DX・イノベ・産業育成支援融資 (DX)	120	有	<p>預託金とは、東京都が金融機関に対して預金する、貸付原資の一部のことである。</p> <p>預託を行うことにより、中小企業者への円滑な資金の供給と低利な政策金利の実現が図られる。</p>
女性活躍融資 (女性)	100	有	
社会課題解決融資 (社会課題)	915	有	
金融機関提案融資 (金融提案)	430	無	
小規模事業融資 (小)	1,160	有	
一般事業融資 (事業)	3,050	有※	
創業融資 (創業)	730	有	
販路開拓融資 (販路)	30	有	
設備融資 (設備)	320	有	
経営強化融資 (強化)	170	有	
構造改革等支援融資 (構造改革)	300	有	
事業承継融資 (承継)	365	有	
経営安定融資 (経営) 等	1,075	有	
借換融資 (借換)	2,845	無	
災害復旧資金融資 (災)	10	有	
エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応 緊急融資 (エネルギー・ウクライナ・円安等)	2,500	有	

※ 「組」のみ

10 期中管理

以下に該当するものは、国の保証制度要綱等（以下「国の要綱等」という。）に基づく期中管理を行うこと。

なお、この要項に基づき融資を行ったもので、上記の国の要綱等が改正された場合には、改正後の定めにより期中管理を行う（令和 7 年度以前の東京都中小企業制度融資要項により行われた融資もこれに準じる。）。

- (1) 申込中小企業者が、信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の特定中小企業者である場合
- (2) 申込中小企業者が、信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により保証協会から保証承諾を受けた場合
- (3) 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者である場合
- (4) その他の融資においては、融資ごとに定める。

11 その他

- (1) 保証協会は、毎月末日現在の各制度の貸付状況や金利状況等を翌月 20 日までに東京都に報告し、東京都はその内容を確認する。
- (2) 保証協会が発行する信用保証書の金利欄について、この要項で融資利率を東京都が定めている制度では「地方公共団体指定の利率」と表示し、それ以外の制度では「金融機関所定の利率による」と表示する。ただし、「災害復旧資金融資」は、融資利率を表示する。
- (3) 商工組合中央金庫は、毎月末日現在の「組合向け」の貸付状況を翌月 20 日までに東京都に報告するものとする。
- (4) 東京都は、この要項を実施するために必要があると認めるときは、保証協会、指定金融機関、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、東京都中小企業団体中央会に対して指示をし、帳簿その他関係書類を調査し又は融資業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) この要項と異なる条件（金利等）の融資が実行された場合、東京都は指定金融機関に対して訂正又は是正を求めることができるものとする。
- (6) 指定金融機関が偽りその他不正の手段により融資を実行した場合、東京都は当該指定金融機関に対し、預託金の返還を求めることができるものとする。
- (7) 保証協会の保証審査により各融資の取扱いができない場合がある。
- (8) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第2 政策課題対応資金（H T T ・ 女性活躍 ・ D X ・ 育業等）

1 D X ・ イノベ ・ 産業育成支援融資（略称：D X）

一 D X ・ イノベ ・ 産業育成支援（略称：D X）

I 目的

D Xの推進、革新的な製品・サービス等の事業化、又は成長産業分野に取り組む都内の中小企業者等に対して、必要な資金を融資することで、産業の活性化と大きな波及効果を持つ新たなビジネスの創出を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 D X」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/youkou>

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分③」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 令和2年度以降の「イノベ」、「成長産業」及び「BCPサイバ」、並びに令和3年度以降の「D X」の既往融資残高を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
	「DX・イノベ・産業育成支援」申込書(様式1)	1部
	「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 DX」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類(「DX・イノベ・産業育成支援」支援内容証明書(様式2)※)	各1部

※ 事業(融資対象)ごとの支援内容証明書の申請先は、「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 DX」に記載の実施主体を参照すること。

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「DX」の表示をする。

2 女性活躍推進融資（略称：女性）

一 女性活躍推進（TOKYOウィメン・ビズ・サポート）（略称：女性）

I 目的

女性活躍に向けた取組を行う都内の中小企業者等に対し、必要な資金を融資することで、多様性の確保に向けた社内環境整備の促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たし、かつ（3）、（4）又は（5）のいずれかに該当するもの

（1）中小企業者又は組合であること。

（2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

（3）東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 女性」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/youkou>

（4）次のア及びイを満たすこと

ア 常時雇用する労働者数が100人以下のもの

イ 国の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画（女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画）及び女性活躍に関するデータ（男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上）を公表していること。

（5）東京都の「女性活躍推進度診断ツール（トライアル診断を除く。）」を活用し、具体的な取組を計画していること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	女性活躍推進（略称：女性）
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】 利率区分④」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。ただし、融資対象の（4）又は（5）に該当するものは、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。

物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
------	-----------------

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
	「女性活躍推進」申込書(様式3)	1部
融資対象(3)	「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 女性」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類	1部
融資対象(4)	国の「女性の活躍推進企業データベース」のウェブサイトへ一般事業主行動計画*及び女性活躍に関するデータ(男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上)を公表していることが確認できるページの写し	1部
融資対象(5)	東京都の「女性活躍推進度診断ツール(トライアル診断を除く。)」を活用していることが確認できる書類の写し(診断結果)	1部

※女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく計画

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

女性活躍推進の関係書類には「女性」の表示をする。

3 社会課題解決融資（略称：社会課題）

一 働き方改革支援（略称：働き方）

I 目的

テレワーク等を始めとした働き方改革に向けた職場環境整備等に取り組む都内の中小企業者等に対し、必要な資金を融資することで、働き方改革の普及促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たし、かつ（3）又は（4）のいずれかに該当するもの。

（1）中小企業者又は組合であること。

（2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

（3）次のア・イのいずれかに該当すること。

ア 東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 働き方①」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youshi/youkou>

イ 東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 働き方②」、又は「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 働き方③」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youshi/youkou>

（4）次のア及びイを満たすこと

ア 全雇用者給与等支給額が、前事業年度と比べて1.5%以上増加していること。

イ 賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組むこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	働き方改革支援（略称：働き方）
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分③」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。ただし、融資対象の（3）イに該当するものは、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 令和元年度の「働き方改革」並びに令和2年度以降の「働き方」、「働き方・女性」及び「働き方・テレ宣」の既往融資残高を含める。

二 ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援（略称：ソーシャル）

I 目的

ソーシャルビジネスに取り組む都内の認定 NPO 法人等やソーシャルファームに対し、必要な資金を融資することで、就労を希望する全ての都民が誰ひとり取り残されることなく個性と能力を活かし働くことができる環境整備の推進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の 2 に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の 3）を満たすこと。
- （3）東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和 8 年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 ソーシャル」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/youkou>

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の 4 「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分③」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）とする。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。
保証人	総則の 4 に定めるとおりとする。
物的担保	総則の 4 に定めるとおりとする。

※ 令和 2 年度以降の「ソーシャル」の既往融資残高を含める。

三 HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）

I 目的

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEVの導入など、都内中小企業者のHTT・ゼロエミッションへの取組を促進し、事業の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。なお、(1)、(2)、及び(3)ウを全て満たすものは「脱炭素化促進支援特例」、(1)、(2)、及び(3)エを全て満たすものは「地域金融機関による脱炭素化支援特例」の融資対象とすることができる。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当すること。

ア 東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 HTT・ゼロエミ①」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/youkou>

イ 東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 HTT・ゼロエミ②」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/youkou>

ウ 東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 ゼロエミ・促進」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/youkou>

エ 東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 ゼロエミ・連携」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/youkou>

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分③」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。ただし、融資対象の(3)イに該当するものは、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。

保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 令和2年度以降の「ゼロエミ」及び令和4年度以降の「脱炭素・ゼロエミ」の既往融資残高を含める。

	脱炭素化促進支援特例（略称：ゼロエミ・促進）
融資利率以外の融資条件	HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）に準ずる。
融資利率（年率）	HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）の融資利率から0.6%優遇した金利とする。

	地域金融機関による脱炭素化支援特例（略称：ゼロエミ・連携）
融資利率以外の融資条件	HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）に準ずる。
融資利率（年率）	HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）の融資利率から0.2%優遇した金利とする。

四 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
働き方（共通）	「働き方改革支援」申込書（様式4）	各1部
働き方（融資対象（3））	「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 働き方①/働き方②/働き方③」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類の写し	
ソーシャル	「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」申込書（様式6）	各1部
	「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 ソーシャル」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類の写し	
H T T ・ゼロエミ ゼロエミ・促進 ゼロエミ・連携	「H T T ・ゼロエミッション支援」申込書（様式7）	各1部
	「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 H T T ・ゼロエミ①/H T T ・ゼロエミ②/ゼロエミ・促進/ゼロエミ・連携」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類の写し	

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

働き方改革支援の関係書類には「働き方」、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援の関係書類には「ソーシャル」、H T T ・ゼロエミッション支援の関係書類には「H T T ・ゼロエミ」の表示をする。ただし、H T T ・ゼロエミッション支援（脱炭素化促進支援特例）の関係書類には「ゼロエミ・促進」、H T T ・ゼロエミッション支援（地域金融機関による脱炭素化支援特例）の関係書類には「ゼロエミ・連携」の表示をする。

4 金融機関提案融資（略称：金融提案）

一 金融機関提案（略称：金融提案）

I 目的

中小企業の抱える課題や東京都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、都内の中小企業者等の前向きな取組等を支援することを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たすもの。ただし、取扱金融機関ごとに別に定める場合がある。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

IV 融資条件

金融機関提案要領で別途定める（東京都産業労働局ホームページに掲載）。

(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/list/seisaku>)

二 手続

I 融資の申込み

- （1）融資申込受付時期及び融資申込に必要な書類
取扱金融機関ごとに別に定める。
- （2）融資申込受付機関
別に定める取扱金融機関のみとする。

II 融資申込受付後の処理

取扱金融機関ごとに別に定める。

III 関係書類の表示

関係書類には「金融提案」の表示をする。

第3 一般的な事業運営資金

1 小規模事業・フリーランス向け融資（略称：小）

一 小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】（略称：小口） （小口支援特例（略称：小口・支援））

I 目的

東京都内の小規模企業及びフリーランスに対し、事業運営に必要な小口資金及び元金の分割返済負担がない短期小口資金を融資することにより、事業の活性化を図ることを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。なお、（1）から（3）を満たした上で、更に（4）又は（5）を満たすものは、小口支援特例（略称：小口・支援）の融資対象とすることができる。

- （1）次に掲げる信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。
 - ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの。（イに掲げるものを除く。）
 - イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
 - ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
 - エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
 - オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
 - カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記アからオに掲げるものを除く。）
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
- （4）商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受け、その証明を受けていること。
- （5）経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る東京都のフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたことについて確認申請書※により確認を受けていること。
※ 計画期間内に確認を受けたものに限る。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称：小口)
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2,000 万円
融資期間	運転資金 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。) 設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。)
融資利率 (年率)	固定金利又は変動金利 総則の 4 「融資利率一覧表【責任共有対象外】利率区分①」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済 (元金据置期間は 1 年以内) とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。ただし、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。
保証人	総則の 4 に定めるとおりとする。
物的担保	原則として無担保とする。

	小口支援特例 (略称：小口・支援)
融資利率以外の融資条件	小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称：小口) に準ずる。
融資利率 (年率)	小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称：小口) の融資利率から 0.4% 優遇した金利とする。

※ 全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。

ニ クイックつなぎ（小口）【小口零細企業保証制度】（略称：小口つなぎ）

I 目的

保証協会利用実績等の一定の要件を満たす小規模企業に対し、事業運営に必要な資金を迅速に融資することにより、都内の中小企業者等の事業の活性化を図ることを目的とする。

（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（5）までを全て満たすもの。

（1）次に掲げる信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者

ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（イに掲げるものを除く。）

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記アからオに掲げるものを除く。）

（2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

（3）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

（4）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。

（5）（4）の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金
融資限度額※	300 万円
融資期間	2 年以内
融資利率 (年率)	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象外】利率区分①」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（据置期間なし）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	原則として無担保とする。

※ 全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含め2,000万円以内とする。

三 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
小口・支援	小口支援特例(1)から(3)を満たした上で、(4)を満たす場合 商工会議所・商工会が発行する経営指導内容証明書(様式10・12) ^{※1}	1部
	小口支援特例(1)から(3)を満たした上で、(5)を満たす場合 「小口支援特例」確認書 ^{※2} (様式13)	

※1 商工会議所・商工会には経営指導内容証明依頼書(様式9・11)を提出すること。

※2 計画期間内に確認を受けたものに限る。

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

小口フリーランスの関係書類には「小口」、クイックつなぎ(小口)の関係書類には「小口つなぎ」の表示をする。ただし、小口(小口支援特例)の関係書類には「小口・支援」の表示をする。

2 一般事業融資（略称：事業）

一 事業一般・小規模特別（略称：事業・小企）（受注対応特例（略称：事業・受注））

I 目的

事業運営に必要な資金を融資することにより、東京都内の中小企業者等の事業の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たすもの。なお、（1）から（3）までを全て満たすものは、受注対応特例（略称：事業・受注）の融資対象とすることができる。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）確定した受注*があり、その受注に対応するための資金を必要とするものであること。

※ 取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	事業一般・小規模特別（略称：事業・小企）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6か月以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間6か月以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）とする。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

	受注対応特例（略称：事業・受注）
資金使途	運転資金
融資限度額※	1億円（組合2億円）
融資期間	運転資金2年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）又は一括返済とする。 （対応する受注による売上金の入金に応じ返済方法を選択できる。）
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成14年度以降の「自律」（「つなぎ」「借換」を除く。）、平成26年度以降の「事業一般」及び令和3年度までの「小企」、令和4年度以降の「事業・小企」、「事業・受注」の既往融資残高を含める。

二 経営者保証非提供促進型（略称：経保非提供促進）

I 目的

信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる制度事業者選択型経営者保証非提供制度が創設されたことを踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）次のアからオまでを全て満たすこと。ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者はア、イ及びウ、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者はウの申込人資格要件は問わない。

ア 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

イ 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

ウ 次の両方又はいずれかを満たすこと。

- ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと（「純資産の額 ≥ 0 」）。
- ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（「経常利益+減価償却 ≥ 0 」）。

エ 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

- ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
- ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

オ 信用保証料率の引上げ※により経営者保証を提供しないことを希望していること。

※ 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

IV 融資条件

	経営者保証非提供促進（略称：経保非提供促進）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	対象の保証（一般、セーフティネット保証（4号又は5号に限る）毎に8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。
保証人	徴求しない。
物的担保	徴求しない。
その他	金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。

三 プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（略称：プロパー経保）

I 目的

金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難な場合等において、一定の要件を満たすことを条件として、経営者保証を提供しない本制度への借換えを認めることにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させ、もって中小企業者の事業の発展の促進を図ることを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）次のアからエまでの全てを満たすもの。

ア 資産超過であること。

イ EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること。

ウ 法人・個人の分離がなされていること。

エ 返済緩和している借入金が無いこと。

IV 融資条件

	プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（略称：プロパー経保）
資金使途	運転資金。なお、経営者保証の提供を受けている申込金融機関の既往プロパー融資（事業性資金）の返済資金に限る。
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）。ただし、申込金融機関における融資限度額（既往の本制度残高も含む。）は、当該金融機関の経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。
保証人	徴求しない。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。

四 プロパー融資促進型（略称：プロパー促進）

I 目的

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
プロパー融資	保証協会又は保証会社による保証を付さない融資をいう。 また、東京都の「女性・若者・シニア創業サポート2.0」や「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」等は、本メニューにおいてはプロパー融資に該当しない。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）申込金融機関においてプロパー融資残高がないこと。
- （4）申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を新規で受けること。

IV 融資条件

	プロパー融資促進型（略称：プロパー促進）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	運転資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間3年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内又は3年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	国の「協調支援型特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。なお、国の補助に加え、東京都が信用保証料の3分の1相当分を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「協調支援型特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。

※ 令和7年度の「プロパー協調」の既往融資残高を含める。

五 モニタリング強化型特別保証対応型（略称：モニタリング）

I 目的

物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出していること。

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

IV 融資条件

	モニタリング強化型特別保証対応型（略称：モニタリング）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	運転資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間3年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内又は3年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	国の「モニタリング強化型特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「モニタリング強化型特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。

六 クイックつなぎ（事業一般）（略称：事業つなぎ）

I 目的

保証協会利用実績等の一定の要件を満たす東京都内の中小企業者等に対し、事業運営に必要な資金を迅速に融資することにより、都内の中小企業者等の事業の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
- （4）上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金
融資限度額※	500万円
融資期間	2年以内
融資利率 (年率)	金融機関所定利率
返済方法	原則、分割返済（据置期間なし）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成14年度以降の「つなぎ」、平成22年度の「つなぎ・円高」、平成26年度以降の「クイック・短期」、平成30年度の「事業・短期」、平成31（令和元）年度の「事業・つなぎ」及び令和2年度以降の「事業つなぎ」の既往融資残高を含める。

七 補助金・助成金つなぎ（略称：助成つなぎ）

I 目的

補助金・助成金の交付決定を受けた東京都内の中小企業者等に対し、補助金・助成金が交付されるまでのつなぎ資金を融資することで、資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2及び次の表のとおりである。

用語	定義
補助金・助成金	以下の（1）から（5）に該当する補助金・助成金をいう。 （1）東京都が所管するもの （2）東京都内の区市町村が所管するもの （3）国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの 例：独立行政法人中小企業基盤整備機構 等 （4）以下の都の関係団体 ※が所管するもの ア 都の政策連携団体 イ 都の事業協力団体 ウ 都が設立した地方独立行政法人 ※ 都の関係団体（政策連携団体・事業協力団体・地方独立行政法人）： 以下の東京都総務局総務部グループ経営戦略課のホームページに上記ア～ウとして掲載されている団体をいう。 https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/04group 例：公益財団法人東京都中小企業振興公社、公益財団法人東京観光財団、 公益財団法人東京しごと財団、公益財団法人東京都環境公社、 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 等 （5）上記（1）から（3）の機関が他の団体に委託・補助して行うもの （上記（1）から（3）の機関が委託・補助して行う補助金・助成金であることを確認できる書面・ホームページの写し等が必要）

III 融資対象

次の（1）から（3）全てを満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	1億円（組合2億円）（補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内）
融資期間	10年以内。ただし、補助金・助成金の助成対象期間終了日の属する月の6か月後の月末までの期間とする。
融資利率 （年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法※	原則として一括返済とする。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	不要

※ 当該助成金・補助金の当該助成金の受領日に一括返済とする。また、中間払いが発生する場合は、原則として中間払い受領金額分を、受領する都度内入れするものとする。

八 極度枠設定（略称：極度）

I 目的

反復継続利用が可能な融資枠を設定することにより、東京都内の中小企業者等の事業の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）引き続き2年以上（売上発生から2年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。
- （4）次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないこと。

イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金
融資限度額※	極度額1億円（組合2億円）
融資期間	2年以内
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	一括返済とする。
融資形式	手形貸付（極度貸付）とする。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成16年度以降の「極度」の極度額及び平成13年度以降の「計画1」の極度額を含める。

九 組合向け（略称：組）（官公需適格特例（略称：組・官公需））

I 目的

事業協同組合等に対して転貸資金や事業資金を融資することにより、東京都内の中小企業者の組織化を推進し、その育成強化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たすもの。なお、（1）から（3）までを全て満たすものは、官公需適格特例（略称：組・官公需）の融資対象とすることができる。

- （1）組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）「官公需適格組合」としての証明を受けたこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	組合向け（略称：組）
資金用途 ^{*1}	（1）組合員（中小企業者に限る。）に対する転貸資金 （2）組合の事業資金
融資限度額 ^{*2}	2億円（転貸資金の場合、1組合員につき3,500万円とする。）
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6か月以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間6か月以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分①」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）とする。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	（1）保証協会の保証を付ける場合 証書貸付又は手形貸付とする。 （2）保証協会の保証を付けない場合 金融機関所定の融資形式による。
信用保証料	保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	（1）保証協会の保証を付ける場合 総則の4に定めるとおりとする。ただし、転貸資金について1組合員1,000万円以下の場合は、原則として無担保とする。 （2）保証協会の保証を付けない場合 必要に応じ物的担保を要する。

	官公需適格特例（略称：組・官公需）
融資利率以外の融資条件	組合向け（略称：組）に準ずる。
融資利率（年率）	組合向け（略称：組）の融資利率から0.1%優遇した金利とする。

※1 組合員（中小企業者に限る。）に対する転貸資金で保証協会の保証付融資の場合には、代表理事（理事長）が代表者（個人事業者の場合には事業主）となっている組合員のみに対する転貸資金は融資対象外とする。

※2 平成16年度以降の「組（「組・官公需」を含む。）」及び平成15年度以前の「組1」「組2」の既往融資残高を含める。

十 手続

I 融資の申込み

（1）融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

（2）融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

（3）融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。ただし、「組合向け」は融資申込受付機関が定める書類とする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
事業・受注	対応する受注の内容が確認できる資料の写し	1 部
経保非提供促進	国の保証制度要綱に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」※	1 部
プロパー経保	国の保証制度要綱に定める「財務要件等確認書」※	各1部
	国の保証制度要綱に定める「借換債務等確認書」※	
プロパー促進	国の保証制度要綱に定める「申込人資格要件申告書兼誓約書」※及び東京都が定める「プロパー融資促進型該当届」（様式14）	各1部
モニタリング	国の保証制度要綱に定める「モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書」※	1 部
助成つなぎ	「補助金・助成金つなぎ」申込書（様式15）	各1部
	補助金・助成金の事業申請書の写し	
	補助金・助成金の交付決定通知書の写し	
組・官公需	官公需適格特例を受ける場合、官公需適格組合証明書の写し	1 部

※ 東京信用保証協会のHPからダウンロード可能

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。また、「組合向け」は次のとおりとする。

(1) 商工組合中央金庫が申込みを受け付けた場合

ア 保証協会の保証を付ける場合

総則の6に定めるとおりとする。ただし、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

イ 保証協会の保証を付けない場合

商工組合中央金庫は、審査の上、融資する。

なお、ア又はイのいずれの場合においても、転貸資金については、商工組合中央金庫が所定の方法により条件どおりの転貸がなされたことを確認する。

(2) 東京都中小企業団体中央会が申込みを受け付けた場合

東京都中小企業団体中央会は、融資の対象に該当するか否かを審査し、相当と認めたものに意見を付し、商工組合中央金庫へ送付する。商工組合中央金庫は、保証協会の保証を要するかを判断し、以降の処理は上記(1)による。

III 関係書類の表示

事業一般の関係書類には「事業・小企」、経営者保証非提供促進型の関係書類には「経保非提供促進」、プロパー借換（経営者保証非提供促進型）の関係書類には「プロパー経保」、プロパー融資促進型の関係書類には「プロパー促進」、モニタリング強化型特別保証対応型の関係書類には「モニタリング」、クイックつなぎ（事業一般）の関係書類には「事業つなぎ」、補助金・助成金つなぎの関係書類には「助成つなぎ」、極度枠設定の関係書類には「極度」、組合向けの関係書類には「組」の表示をする。ただし、事業一般（受注対応特例）の関係書類には「事業・受注」、組合向け（官公需適格特例）の関係書類には「組・官公需」の表示をする。

第4 新たな事業展開資金

1 創業融資（略称：創業）

一 創業（略称：創業）（創業支援特例（略称：創業・支援））

I 目的

創業（分社化を含む。）期に必要な資金を融資することで、東京都内において活発な創業活動が行われることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
創業した日	原則として法人の場合は商業登記簿上の会社設立日、個人の場合は税務署に提出する「個人事業の開廃業等届出書」の開業日とする。
分社化	中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立することをいう。ただし、新たな会社への出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除く。
認定特定創業支援等事業に準ずる支援	直近1年以内に4回以上、1か月以上の継続的な期間実施される創業支援であって、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につくものをいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）のいずれかを満たすもの

なお、（1）から（3）のいずれかを満たした上で、（4）又は（5）のいずれかに該当するものは、創業支援特例（略称：創業・支援）の融資対象とすることができる。

（1）創業前

事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内*に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画を有し、融資対象の基本要件（総則の3）の（2）から（4）までを全て満たすこと。なお、新たに開始する事業は、保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

※ 融資対象（4）に該当し、創業支援特例を利用する場合は、創業6か月前から対象

（2）創業後

次のアからウまでを全て満たすもの

ア 中小企業者又は組合であること。

イ 創業した日から5年未満であること。（個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から5年未満の者を含む。）

ウ 融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

（3）分社化

東京都内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社で、融資対象の基本要件（総則の3）を満たす中小企業者であること。なお、新たに開始する事業は、保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

（4）産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明（有効期限内のものに限る。）を受けたこと。

- (5) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けたこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	創業（略称：創業）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	3,500万円
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業（「創業・先進」を除く。）」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含める。ただし、「創業関連保証」以外の無担保保険に係る保証を合わせて利用する場合は、無担保保険の範囲内とする。

※ 融資限度額は、令和5年度の「創業・先進」との合算で8,000万円以内とする。

	創業支援特例（略称：創業・支援）
融資利率以外の融資条件	創業の融資条件に準ずる。
融資利率（年率）	創業の融資利率から0.4%優遇した金利とする。

二 創業経営者保証不要型（略称：創業経保） （創業経保支援特例（略称：創業経保・支援））

I 目的

創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加ならびに廃業・倒産経験者などの事業経営への再挑戦を促し、また中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、もって創業者の事業の活性化に資することを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は、「一 創業」に定める表のとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）のいずれかを満たした上で、（4）から（8）のいずれかに該当するもの。なお、その上で、（9）又は（10）のいずれかに該当するものは、創業経営者保証不要型支援特例（略称：創業経保・支援）の融資対象とすることができる。

（1）創業前

次のア及びイを満たすもの

ア 東京都内で創業しようとする具体的計画を有すること。

イ 融資対象の基本要件（総則の3）の（2）から（4）までを全て満たすこと。なお、新たに開始する事業は、保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

（2）創業後

次のア及びイを満たすもの

ア 中小企業者であること。

イ 融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

（3）分社化

次のア及びイを満たすもの

ア 東京都内で分社化しようとする具体的な計画を有するもの

イ 融資対象の基本要件（総則の3）の（2）から（4）までを全て満たすこと。なお、新たに開始する事業は、保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

（4）事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

（5）中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。

（6）事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。

（7）中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。

（8）産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であつて新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を

開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの

- (9) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明（有効期限内のものに限る。）を受けたこと。
- (10) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けたこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

創業経営者保証不要型（略称：創業経保）	
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	3,500万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内又は3年以内を含む。）
融資利率（年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。
融資形式	証書貸付とする。
信用保証料	保証協会の定める信用保証料率に0.2%を上乗せした信用保証料から、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。
保証人	徴求しない。
物的担保	徴求しない。
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」の定めるとおりとする。

※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含める。

※ 融資限度額は、令和5年度の「創業・先進」との合算で8,000万円以内とする。

創業経保支援特例（略称：創業経保・支援）	
融資利率以外の融資条件	創業経保の融資条件に準ずる。
融資利率（年率）	創業経保の融資利率から0.4%優遇した金利とする。

三 スタートアップ支援（略称：スタートアップ）

I 目的

社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会の実現に取り組むスタートアップと呼ばれる都内の中小企業者等に対し、必要な資金を融資することで、事業継続の取組や日本及び都内経済成長の促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は、「一 創業」に定める表のとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たし、かつ（3）又は（4）のいずれかに該当するもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 スタートアップ」に記載されている事業/取組の実施事項のいずれかに該当すること。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/youkou>
- （4）次のア及びイを満たすこと。
 - ア 創業した日又は分社化により設立された日から5年未満であること。
 - イ 創業又は創業経保の利用残高がある（本件と同時に融資実行する場合を含む。）こと。

IV 融資条件	スタートアップ支援（略称：スタートアップ）
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率（年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業（「創業・先進」を除く。）」、平成16年度の「創業前」「創業後」、平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」及び令和5年度の「先進的創業特例」の既往融資残高を含める。

四 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類。ただし、確定申告の時期が未到来の場合については「確定申告書（決算書）の写し」及び「納税証明書」は不要。	所定部数
創業	創業計画添付書（様式16）及び創業計画書（様式17）※1	各1部
創業・支援	認定特定創業支援等事業に係る区市町村長の証明書の写し又は商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社若しくは保証協会が発行する「創業支援特例/創業経保支援特例」支援内容証明書（様式18）	1部
創業経保	創業計画添付書（様式16）及び国の保証制度要綱に定める「創業計画書」※2	各1部
創業経保・支援	認定特定創業支援等事業に係る区市町村長の証明書の写し又は商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社若しくは保証協会が発行する「創業支援特例/創業経保支援特例」支援内容証明書（様式18）	1部
スタートアップ	「スタートアップ支援」申込書（様式19）	各1部
	「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 スタートアップ」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類	

※1 創業計画書については、公益財団法人東京都中小企業振興公社の創業支援を受け、策定した創業計画書で代用することができる。また、区市町村の制度融資と併用し、又は区市町村の制度融資と同時に申込みをする場合は、区市町村所定の創業計画書で代用することができる。

※2 東京信用保証協会のHPからダウンロード可能

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

創業の関係書類には「創業」、創業経営者保証不要型の関係書類には「創業経保」、創業（創業支援特例）の関係書類には「創業・支援」、創業経営者保証不要型（創業経営者保証不要型支援特例）の関係書類には「創業経保支援」、スタートアップ支援の関係書類には「スタートアップ」の表示をする。

IV 期中の報告等

創業経営者保証不要型については、国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める報告等を行うこと。

2 販路開拓融資（略称：販路）

一 海外展開支援（略称：海外展開）

I 目的

海外販路の開拓等を目指す東京都内の中小企業者に対して、必要な資金の融資をすることにより、海外への積極的な事業展開を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
海外展開	商品・サービス等の輸出及び輸入、海外直接投資（生産、販売、研究開発拠点等の設置）、海外企業との業務提携及び委託などの取組をいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）の全てを満たすもの。

- （1）中小企業者であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）独立行政法人日本貿易振興機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定及び実行するものであること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。
融資形式	証書貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成28年度以降の「海外展開」の既往融資残高を含める。

二 ビジネスチャンス・ナビ（略称：ナビ）

I 目的

東京都の「ビジネスチャンス・ナビ」に登録した東京都内の中小企業者等に対し、必要な資金を融資することで、受注機会の拡大や販路開拓を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）東京都の「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録していること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	ビジネスチャンス・ナビ
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※1	1億円
融資期間	10年以内（据置期間1年※2以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年※2以内）とする。 ただし、融資期間が1年※2以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。

保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※1 保証協会の「ナビ連携A」「ナビ連携B」、平成29年度以降の「事業・ナビA」「事業・ナビB」及び令和2年度以降の「ナビA」「ナビB」の既往融資残高を含める。

※2 ビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注しており、かつ、当該工事代金等を引き当てとした運転資金の場合は、その工事代金等が入金されるまでの期間とする。

V その他

据置期間が2年を超える融資については、融資が完済となるまで、指定金融機関は、本融資利用者が新たな決算期を終える毎に決算書等財務諸表一式を保証協会に提出するものとする。

三 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

原則として次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
海外展開支援	「海外展開支援」申込書（海外展開）（様式20）	1 部
ビジネスチャンス・ナビ	ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録したことが確認できる資料（登録完了メールの写し等）。なお、据置期間が1年を超える場合は、ビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注していることが確認できる資料を添付すること。	1 部

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

海外展開支援の関係書類には「海外展開」を、ビジネスチャンス・ナビの関係書類には「ナビ」の表示をする。

3 設備融資（略称：設備）

一 設備投資・企業立地促進（略称：設備立地） （設備立地認定支援特例（略称：設備立地・認定））

I 目的

工場生産設備等の更新や工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う中小企業者に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、設備投資の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

なお、（1）から（3）までを全て満たした上で、（4）に該当するものは、設備立地認定特例（略称：設備立地・認定）の融資対象とすることができる。

（1）中小企業者又は組合であること。

（2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

（3）次のア又はイのいずれかを満たすこと。

ア 設備投資（略称：設備投資）

事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）を行うもの、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行うもの

イ 企業立地促進（略称：立地促進）

引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行うもの

（4）次のア又はイのいずれかを満たすこと。

ア 東京都から地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の認定及び確認（有効期限内のものに限る。）を受けたこと

イ 都内区市町村から中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定（有効期限内のものに限る。）を受けたこと

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	設備投資（略称：設備投資）	企業立地促進（略称：立地促進）
資金使途	設備資金・設備資金に付随する運転資金	
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）	
融資期間	20年以内（据置期間2年以内を含む。）	
融資利率 （年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。	
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。	
融資形式	証書貸付とする。	
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。	
保証人	総則の4に定めるとおりとする。	
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。	原則として物的担保を要する。

※ 平成20年度以降の「立地」、平成26年度以降の「設備・立地」並びに、令和2年度以降の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含める。

	設備立地認定特例（略称：設備立地・認定）
融資限度額以外の融資条件	「設備投資」又は「企業立地促進」の融資条件に準じる。
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）（「設備投資」、「企業立地促進」は含めない。）

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
融資対象(3)	設備投資計画添付書(様式21)及び設備投資計画書(様式22) ※1	各1部
融資対象(4) ア	東京都知事への計画承認申請の写し、東京都知事からの計画承認通知の写し及びこれに係る確認書の写し(地域経済牽引事業計画※2)	1部
融資対象(4) イ	都内区市町村長への認定申請書の写し及び都内区市町村長の認定を受けたことが証明できる書類の写し(先端設備等導入計画※2)	1部

※1 区市町村の制度融資と併用し、又は区市町村の制度融資と同時に申込みをする場合は、区市町村所定の計画書で代用することができる。

※2 計画期間内のものに限る。

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

設備投資の関係書類には「設備投資」を、企業立地促進の関係書類には「立地促進」を、設備立地認定特例の関係書類には「設備立地・認定」の表示をする。

4 経営強化融資（略称：強化）

一 強化認定（略称：強化認定）（強化認定革新特例（略称：強化認定・革新））

I 目的

「中小企業等経営強化法」の認定を受けた東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、経営力の強化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）次のアを満たすこと。なお、ア及びイを満たすものは、強化認定革新特例（略称：強化認定・革新）の融資対象とすることができる。

ア 強化認定（略称：強化認定）

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画又は経営力向上計画の認定を受けた（計画期間内のものに限る。）こと。

イ 強化認定革新特例（略称：強化認定・革新）

経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る東京都のフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたことについて確認申請書※により確認を受けていること。

※ 計画期間内に確認を受けたものに限る。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	強化認定（略称：強化認定）
資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金
融資限度額※	1億円（組合2億円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

	強化認定革新特例（略称：強化認定・革新）
融資利率以外の融資条件	強化認定（略称：強化認定）に準ずる。
融資利率 （年率）	強化認定（略称：強化認定）の融資利率から0.2%優遇した金利とする。

※ 令和2年度以降の「強化認定」及び「強化認定・革新」の既往融資残高を含む。

二 経営力強化保証対応型（略称：都経営力強化） （都経営力強化重点支援特例（略称：都経営力強化・支援））

I 目的

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
コロナ関連融資	以下の融資メニューの総称とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～令和3年度危機対応融資（略称：危機対応）※ ・令和元年度～令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応） ・令和元年度～令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称：感染症借換） ・令和2年度感染症対応融資（全国制度）（略称：感染症全国） ・令和3年度～令和5年度新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走全国） ・令和6年度伴走支援融資（略称：伴走全国） ・令和3年度～令和5年度新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走対応） ・令和6年度伴走支援融資（略称：伴走対応）

※新型コロナウイルス感染症に係るもののみ。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。なお、その上で（4）も満たすものは「都経営力強化重点支援特例」の融資対象とすることができる。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
- （4）コロナ関連融資の融資残高があること

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金 なお、総則の4の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。ただし、経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金 ^{※1} を借り換える場合に限る。
融資限度額 ^{※2}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間 ^{※3}	運転資金 5年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。

融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。ただし、融資対象の(4)に該当するものは、東京都が全事業者に対して信用保証料の3分の2を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「経営力強化保証制度要綱」に定めるとおりとする。

- ※1 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
 - ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
 - ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
- ※2 平成24年度以降の「都経営力強化」、平成29年度の「経営支援特例」、平成30年度の（経営支援（融資対象1）、令和元年度の「経営支援（融資対象1）」及び令和2年度以降の「強化支援」の既往残高を含める。
- ※3 この制度によって、既往の保証協会の保証付融資を借り換える場合は10年以内とする。

三 チャレンジ（略称：チャレンジ）

I 目的

法に基づく認定・承認を受けた事業及び新技術の開発や事業活動の推進に必要な資金を融資するなど、東京の産業力強化に資する資金を供給することで、東京都内の中小企業者等の事業活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）次のア又はイのいずれかを満たすこと。

ア 東京都産業労働局ホームページに掲載の「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 チャレンジ」のいずれかに該当すること。

(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>)

イ 研究開発等の支援のために、国・地方公共団体・その他関連団体から助成金交付決定を受けたこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	1億円（組合2億円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成18年度以降の「チャレンジ」、平成17年度以降の「承継」並びに平成16年度以降の「チャレンジ1」、「チャレンジ2」、「地域支援」及び「多角化」の既往融資残高を含める。

四 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
強化認定	中小企業経営強化法の認定を受けたことが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「認定・認証・登録書」等）	1 部
強化認定・革新	「強化認定革新特例」確認書 ^{※1} （様式23）	1 部
都経営力強化	国の保証制度要綱に定める「経営力強化保証申込人資格要件等届出書」 ^{※2}	1 部
	国の保証制度要綱に定める「事業行動計画書」 ^{※2,3,4}	1 部
	経営安定関連保証（5号）については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長又は特別区長の認定書	1 部
都経営力強化・支援	「都経営力強化重点支援特例」申込書（様式24）	1 部
チャレンジ（共通）	「チャレンジ」申込書（様式25）	各1部
チャレンジ（融資対象） （3）ア	「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 チャレンジ」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類	
チャレンジ（融資対象） （3）イ	助成金交付決定を受けたことがわかる書類（助成金交付決定通知書等）の写し	

※1 計画期間内に確認を受けたものに限る。

※2 保証協会のHPからダウンロード可能

※3 申込みの都度必要。ただし、同一金融機関への複数口の同時申込の場合は1部のみの提出も可能とする。なお、有効期限は計画策定日から起算して概ね3か月とする。

※4 他の金融機関との間で作成した計画書を利用することはできない。

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

強化認定の関係書類には「強化認定」、強化認定革新特例の関係書類には「強化認定・革新」、経営力強化保証対応型の関係書類には「都経営力強化」、都経営力強化重点支援特例の関係書類には「都経営力強化・支援」、チャレンジの関係書類には「チャレンジ」の表示をする。

IV 期中の報告等

都経営力強化については、国の「経営力強化保証制度要綱」に定める報告等を行うこと。

5 構造改革等支援融資（略称：構造改革）

一 構造改革支援（略称：構造改革）

I 目的

業態転換や事業多角化、事業転換等の構造改革に積極的に取り組む都内中小企業者等に対し、長期かつ低コストな資金供給を行うことで、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
構造改革	<p>長期的な競争力を高めるために、既存の事業構造を抜本的に見直し、以下のように経営資源の最適化と新たな価値創出を図ることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・現在行っている事業を継続しつつ、事業の細分類が同一のまま、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能のいずれかが大幅に異なる取組を行うこと。 例：製造業者が、高性能かつ省エネ型の工作機械を導入し、生産ラインを大幅に効率化する。例：中小企業等が主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな市場に進出する。・現在行っている事業を継続しつつ、新たな事業※に取り組むこと。 ※現在行っている事業と日本標準産業分類の細分類で異なるもの。 例：飲食事業者が、テイクアウトや宅配を開始。その際に電気エンジン搭載の車両を採用する。・現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業に取り組むこと。

III 融資対象

次のア及びイを満たし、かつウからカまでのいずれかを満たすもの

ア 中小企業者又は組合であること。

イ 融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

ウ 事業計画を策定し、構造改革に取り組むこと。

エ 国の「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けた（交付決定後3年以内のものに限る。）こと。

オ 国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けた（交付決定後3年以内のものに限る。）こと。

カ 東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。

IV 融資条件

	構造改革等支援融資（略称：構造改革）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。ただし、融資対象オ又はカを満たす場合は据置期間を5年以内とすることができる。）
融資利率 （年率）	固定金利又は変動金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内。ただし、融資対象オ又はカを満たす場合は据置期間を5年以内とすることができる。）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 令和3年度以降の「事業・業態転換」を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
融資対象(1)ウ	「構造改革支援」事業計画書(様式26)	1 部
融資対象(1)エ	国の「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けたことが確認できる書類の写し(交付決定通知の写し等)	1 部
融資対象(1)オ	国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けたことが確認できる書類の写し(交付決定通知の写し等)	1 部
融資対象(1)カ	「金融・経営一体型支援事業」支援内容証明書(様式27)	1 部

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

構造改革支援の関係書類には「構造改革」の表示をする。

6 事業承継融資（略称：承継）

一 事業承継（略称：承継）（事業承継支援特例（略称：承継・支援））

I 目的

事業承継に取り組む東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資を実施するとともに、一定の要件を満たす中小企業者等については経営者保証を不要とすることで、事業承継の促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
事業承継	被承継者の事業資産及び経営権を承継者へ譲渡することをいう。ただし、事業承継経営者保証不要型においては、代表者の交代もしくは新代表者の追加を指すものとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）のいずれかに該当するもの。なお、（1）、（2）及び（3）アのいずれかを満たした上で、（4）を満たすものは、事業承継支援特例（略称：承継・支援）の融資対象とすることができる。

（1）事業承継一般（略称：承継一般）

次のアからウまでを全て満たすもの。

ア 中小企業者又は組合であること。

イ 融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

ウ 中小企業者の場合は次の①から④までのいずれかに、組合の場合は次の①又は②に該当するもの。

① 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。

② 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。

③ 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）を受けた（有効期限内のものに限る。）こと。

④ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）を受けた（有効期限内のものに限る。）中小企業者であって、他の中小企業者の要件（融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。）を満たすこと。

（2）事業承継経営者保証不要型【事業承継特別保証制度】（略称：承継経保）

次のアからウまでを全て満たすもの。（国の全国統一保証制度）

ア 中小企業者又は組合であること。

イ 融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。

ウ 次の①又は②に該当し、かつ③に該当すること。ただし、既に信用保証協会の事業承継特別保証制度を利用したことがあるものについては、当該制度の初回の保証日（貸付実行されたものに限る）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。

① 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であること。

② 国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないこと。

- ③ 次の i から iv までの全てを満たすもの。
 - i 資産超過であること。
 - ii EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却））が 10 倍以内であること。
 - iii 法人・個人の分離がなされていること。
 - iv 返済緩和している借入金が無いこと。

（3）事業承継個人融資型（略称：承継個人）

次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定（有効期限内のものに限る。））を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、以下の①中小企業者の会社要件及び②代表者個人要件を満たすもの

① 中小企業者の会社要件

融資対象の基本要件（総則の 3）を満たすこと。

② 代表者個人要件

次の i から iii までを全て満たすもの。

- i 東京都内に住居を有すること。
- ii 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではない。
- iii 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

イ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定（有効期限内のものに限る。））を受けた事業を営んでいない個人であって、以下の①他の中小企業者の要件及び②個人要件を満たすもの

① 他の中小企業者の要件

融資対象の基本要件（総則の 3）を満たすこと。

② 個人要件

次の i から iii までを全て満たすもの。

- i 東京都内に住居を有すること。
- ii 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではない。
- iii 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

（4）事業承継支援特例（略称：承継・支援）

融資対象（1）、（2）又は（3）アのいずれかを満たした上で、次のアからウのいずれかに該当するもの。

ア 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を 1 年以内に複数回受け、その証明を受けたこと。

イ 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を 1 年以内に複数回受け、その証明を受けたこと。

ウ 一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」における事業承継計画策定のための専門家派遣支援を 1 年以内に受け、その証明を受けたこと。

[参考]事業承継支援特例の掛かる範囲

(※○印を付してある融資対象のみ事業承継支援特例の利用が可能です。)

		事業承継支援特例の掛かる範囲	
融資対象	(1) 事業承継一般	○	
	(2) 事業承継経営者保証不要型	○	
	(3) 事業承継個人融資型	ア	○
		イ	×

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	事業承継一般（略称：承継一般）
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象ウ①から③までに該当するもの 運転資金・設備資金 ・融資対象ウ④に該当するもの 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次の（i）又は（ii）のいずれかの資金とする。 （i）事業用資産等の取得資金 （ii）会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率（年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。ただし、融資対象ウ③及び④に該当するもので、6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象ウ①から③までに該当するもの 総則の4に定めるとおりとする。 ・融資対象ウ④に該当するもの 原則、会社の代表者又は他の中小企業者（会社に限る。）以外の保証人は徴求しない。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 「事業承継一般」の融資限度額は、平成27年度以降の「事業承継」、平成30年度以降の「事業承継（融資対象1）」及び「事業承継（経営者保証特例）」並びに、令和2年度以降の「承継一般」の既往債務残高を含める。

	事業承継経営者保証不要型【事業承継特別保証制度】(略称：承継経保)
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象ウ①に該当するもの 事業資金であって、個人の保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金。 ・融資対象ウ②に該当するもの 事業資金であって、事業承継前における個人の保証人を提供している既往借入金の返済資金。
融資限度額 ^{※1}	2億8,000万円(組合4億8,000万円)
融資期間	10年以内(据置期間1年以内を含む。)
融資利率 (年率)	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料 ^{※2}	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2又は保証料率0.2%に相当する信用保証料のいずれか高い方を補助する。
保証人	徴求しない。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	既に申込中小企業者と与信取引を有している金融機関による取り扱いとする。

※1 「事業承継経営者保証不要型」は令和2年度以降の「承継経保」の既往債務残高を含める。

※2 国の事業承継特別保証制度で定める専門家の支援・確認を受けた場合には、引き下げた信用保証料率を適用する。なお、必要書類のうち、(5)ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの提出を要する。

	事業承継個人融資型（略称：承継個人）
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資対象アに該当するもの 次の①から⑤までのいずれかに該当する資金 ① 株式等取得資金 ② 事業用資産等取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ⑤ 会社の事業活動の継続に特に必要な資金 ・ 融資対象イに該当するもの 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次の①又は②のいずれかに該当する資金。 ① 事業用資産等の取得資金 ② 会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）
融資限度額 ^{※1}	2億8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率（年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付とする。ただし、融資対象アに該当する場合は手形貸付とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資対象アに該当するもの 原則、認定中小企業者以外の保証人は徴求しない。 ・ 融資対象イに該当するもの 原則、他の中小企業者（会社に限る。）以外の保証人は徴求しない。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	融資対象アに該当するものは、申込人と主たる取引関係を有する金融機関 ^{※2} による取り扱いとする。

※1 平成30年度以降の「事業承継（融資対象2）」及び令和2年度以降の「承継個人」の既往融資残高を含める。

※2 既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関からの申込みに限る。

	事業承継支援特例（略称：承継・支援）
融資利率以外の融資条件	事業承継一般、事業承継経営者保証不要型、事業承継個人融資型の融資条件に準ずる。
融資利率（年率）	事業承継一般、事業承継経営者保証不要型、事業承継個人融資型の融資利率から0.2%優遇した金利とする。

二 M & A 促進（略称：M&A）

I 目的

M&A に取り組む東京都内の中小企業者が、必要となる資金を融資することにより、事業承継をはじめとした資本戦略の促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の 2 に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
M & A	株式取得、事業譲渡又は合併等により企業や事業の経営権を移転させることをいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の 3）を満たすこと。
- （3）M&A 実施に要する資金を用途とすること。ただし、売却側企業は、M&A 実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ融資申込することができる。

IV 融資条件

資金用途※ ¹	運転資金・設備資金
融資限度額※ ²	2 億 8,000 万円
融資期間	15 年以内（据置期間 5 年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の 4 「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は 5 年以内）とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 3 分の 2 を補助する。
保証人	総則の 4 に定めるとおりとする。
物的担保	総則の 4 に定めるとおりとする。

※ 1 廃業に向けた事業清算に係る資金及び投機・転売を目的とした株式取得は対象外

※ 2 令和 6 年度以降の「M&A」の既往融資残高を含める。

三 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。ただし、事業承継のうち中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定を受けたことを理由として申し込む場合は、認定書の有効期間内に申し込むものとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通 ^{※1}	総則の5に定める書類	所定部数
承継一般の 融資対象ウ①	事業承継計画書（承継前）（様式28）	1部
承継一般の 融資対象ウ②	事業承継計画書（承継後）（様式29）	1部
承継一般の 融資対象ウ③④及び 承継個人	都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）	1部
承継経保	次の（1）及び（2）の書類。なお、既往借入金の借換をする場合は（3）、既往借入金の借換をする場合で申込金融機関以外の借入金を含む場合は（4）、国の事業承継特別保証制度で定める専門家による確認を受けた場合の料率を使用する場合は（5）の書類を併せて添付すること。 （1）事業承継計画書 ^{※2,3} （2）財務要件等確認書 ^{※2,3} （3）借換債務等確認書 ^{※2,3} （4）他行借換依頼書兼確認書 ^{※2,3} （5）ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ^{※2,3}	各1部
承継・支援	東京商工会議所、東京都商工会連合会、町田商工会議所、公益財団法人東京都中小企業振興公社、又は域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業事務局が発行する「事業承継支援特例」支援内容証明書（様式30）	1部
M&A	「M&A促進」確認書（様式31）	1部

※1 事業承継個人融資型のうち融資対象アの要件を満たすものとして申し込む場合は総則の5)に定める書類の【個人の場合】に必要となる書類の他に、【法人の場合】に必要となる書類の一部の提出を求めることがある。なお、会社である認定中小企業者の代表者が、個人として他に事業を営んでいない場合、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要とする。

事業承継個人融資型のうち融資対象イの要件を満たすものとして申し込む場合は総則の5)に定める書類の【個人の場合】に必要となる書類（「確定申告書の写し」及び「納税証明書」を除く）の他に、経営の承継を行う他の中小企業者に関して【法人の場合】及び【個人の場合】に必要となる書類の一部の提出を求めることがある。

※2 国の保証制度要綱に定めるもの

※3 保証協会のHPからダウンロード可能

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。ただし、事業承継経営者保証不要型の申込受付は指定金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

III 関係書類の表示

事業承継のうち、事業承継一般の関係書類には「承継一般」、事業承継経営者保証不要型の関係書類には「承継経保」、事業承継個人融資型の関係書類には「承継個人」、事業承継支援特例の関係書類には「承継・支援」、M&A促進の関係書類には「M&A」の表示をする。

第5 経営の安定化資金

1 経営安定融資（略称：経営）

一 経営セーフ（略称：経営セーフ）

I 目的

外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けていることの区市町村の認定を受けた東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）セーフティネット保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定）を受けた（有効期限内のものに限る。）こと。

IV 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成16年度以降の「経営セーフ」、平成20年度以降の「経営緊急」及び平成23年度以降の「円高セーフ」の既往融資残高を含める。

二 経営一般（略称：経営一般）

I 目的

外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
倒産等企業	破産、民事再生、会社更生、特別清算又は特定調停の申立て、会社解散手続の開始、債権者集会による私的整理又は電子交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分のいずれかの事情が生じた企業であって、東京都内の5企業以上に債務を有することが確認できる企業又は個人事業者

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）次のアからケまでのいずれかに該当すること。

ア 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少している。

イ 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る最近1か月間の売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近1か月間の仕入単価が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている。

ウ 「最近3か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少している。

エ 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少している。

オ 倒産等企業に事業上の債権を有している。

カ 災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の発行するり災証明※を受けたことが必要

キ 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じているものであって(アスベスト対策)、別に定める要件に該当している。

ク 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じているものであって(米国関税措置関連)、別に定める要件に該当している。

ケ 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じているものであって(中東情勢関連)、別に定める要件に該当している。

※ 「り災証明書」の他「被災証明書」「被害証明書」「り災届出証明」等、被害の事実を証するものとして発行されたもの

IV 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。ただし、融資対象の（3）ク又はケに該当するものは、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成16年度以降の「経営一般」（ただし、令和3年度以降の「経営一般（ウクライナ情勢対応緊急融資）」は除く。）及び平成23年度以降の「円高一般」の既往融資残高を含める。

三 中東情勢対応クイックつなぎ（略称：中東つなぎ）

融資対象、融資条件等については、別に定める。

四 経営改善 フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス） （フェニックス重点支援特例（フェニックス・支援））

I 目的

多くの中小企業者が資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 134 条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の 2 に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
コロナ関連融資	以下の融資メニューの総称とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～令和 3 年度危機対応融資（略称：危機対応）※ ・令和元年度～令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応） ・令和元年度～令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称：感染症借換） ・令和 2 年度感染症対応融資（全国制度）（略称：感染症全国） ・令和 3 年度～令和 5 年度新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走全国） ・令和 6 年度伴走支援融資（略称：伴走全国） ・令和 3 年度～令和 5 年度新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走対応） ・令和 6 年度伴走支援融資（略称：伴走対応）

※新型コロナウイルス感染症に係るもののみ。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。なお、その上で（4）も満たすものは「フェニックス重点支援特例」の融資対象とすることができる。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の 3）を満たすこと。
- （3）次のア～シのいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
 - ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 59 条第 1 項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - ウ 特定認証紛争解決手続（法第 2 条第 22 項に規定）に従って作成された事業再生計画
 - エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
 - オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
 - カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
 - キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
 - ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
 - ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

- コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
 - シ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画
- (4) コロナ関連融資の融資残高があること

IV 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金 ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る。なお、総則の4の「資金用途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。
融資限度額 ^{※1}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間3年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】 ^{※2} 利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は3年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	国の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱」に定めるとおりとする。なお、事業者が負担する信用保証料の3分の2相当分を東京都が補助する。ただし、融資対象の（4）の該当するものは、信用保証料の4分の3相当分を東京都が補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。 なお、本融資における経営者保証免除対応 ^{※3} を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱」に定めるとおりとする。

※1 令和元年度の「経営支援（融資対象3）」、令和2年度以降の「改善サポート」及び令和2年度以降の「改善支援」の既往融資残高を含める。

※2 責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金の返済を資金用途とした同額以内での本融資による借換えを行う等、国の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱」に定める場合に限り、責任共有制度の対象外となる保証を付した本融資を利用することができる。

※3 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

① 令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除確認書」記入日時点における直近決算まででのいずれかにおいて資産超過であること。

② 直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

五 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。ただし、経営セーフは、認定書の有効期間内に、経営一般のうち、倒産等企業に債権を有していることを理由として申し込む場合は、倒産等企業に倒産等の事由が発生した日又は倒産等企業が東京都知事へ届出をした日のいずれか近い日から1年以内に申し込むものとする。なお、フェニックス金融支援は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保証申込受付（東京信用保証協会の受付）とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
経営セーフ	区市町村長の認定書（信用保険法第2条第5項に係る認定）	1部
経営一般	次の(1)及び(2)の書類 (1)「経営一般」該当届（様式32） (2)融資対象であることが確認できる書類の写し	各1部
フェニックス	国の保証制度要綱に定める「計画書」の写し。なお、経営者保証免除対応を適用する場合は、国の保証制度要綱に定める「経営者保証免除確認書」を添付すること。	各1部
フェニックス・支援	「フェニックス重点支援特例」申込書（様式34）	1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。ただし、フェニックス金融支援パッケージの申込受付は指定金融機関に限られるため、あっせん機関受付及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

III 関係書類の表示

経営セーフの関係書類には「経営セーフ」、経営一般の関係書類には「経営一般」、フェニックス金融支援パッケージの関係書類には「フェニックス」、フェニックス重点支援特例の関係書類には「フェニックス・支援」を表示する。

IV 倒産等企業の届け出

- (1) 倒産等企業は、倒産等企業の代表者、破産管財人、法的手続を受任した弁護士又は債権者集会の代表者が、倒産等の日から1年以内に「倒産等企業届出書」及び「倒産等関連中小企業者名簿（様式33）」を、東京都産業労働局金融部金融課に提出するものとする。
- (2) 東京都は、倒産等企業の届出書を受理したときは、その写しを速やかに保証協会に送付する。
- (3) 倒産等企業の届出の有無の確認は、東京都又は保証協会への照会によることとする。

六 その他

- (1) 経営一般の融資対象(3)キ、ク及びケの融資条件等その他については、別に定める。
- (2) 中東情勢対応クイックつなぎの融資条件等その他については、別に定める。

2 借換融資（略称：借換）

一 特別借換（略称：特別借換）

I 目的

既往の保証協会の保証付融資の借り換えにより、東京都内の中小企業者等の資金繰りの安定化や経営改善に資することを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）保証協会の保証付融資を利用していること。
- （4）事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

IV 融資条件

資金用途	運転資金 なお、総則の4の「資金用途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。
融資限度額	今回借り換える保証協会の保証付融資の既往融資残高に、事業計画の実施に必要な資金及びこの融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とする。
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。
融資形式	証書貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

なお、セーフティネット保証を使う場合には、区市町村長の発行する認定書(1部)を要する。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
特別借換	「特別借換」事業計画書(様式35)	1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は指定金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

III 関係書類の表示

特別借換の関係書類には「特別借換」の表示をする。

3 災害復旧資金融資（略称：災）

一 災害復旧（略称：災）

I 目的

一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業者等に対して、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
知事が指定した災害	次の（1）又は（2）に該当するもののうち、知事が指定したものをいう。 （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用があった災害 （2）（1）のほか特に必要なもの

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）災害の都度、別に定める区市町村において、東京都知事が指定した災害により損失を受けていること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	一災害につき8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	【固定金利】2.35%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】2.15%以内 なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度の対象外となる場合との金利差相当分）を補助する。
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

二 手続

I 融資の申込み

- (1) 融資申込受付時期
災害の状況等に応じてその都度定める。
- (2) 融資申込受付機関
総則の5に定めるとおりとする。
- (3) 融資申込みに必要な書類
総則の5に定めるとおりとする。

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「災」の表示をする。

三 その他

融資条件等その他について、災害の都度、その状況に応じて別に定める場合がある。

なお、令和7年台風第22号、第23号に関しては「令和8年度災害復旧資金融資（災）要領（令和7年台風第22号、第23号関連）」により定める。

4 危機対応融資（略称：危機）

一 危機対応（略称：危機対応）

I 目的

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい被害を受けた東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）（以下「東日本大震災法」という。）第128条に係る認定等）を受けた（有効期限内のものに限る。）こと。

イ 危機関連保証に係る区市町村長の有効期限内の認定（信用保険法第2条第6項に係る認定）を取得していること。

IV 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	原則、元金均等返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 平成23年度以降の「災害緊急」、平成30年度の「危機関連」、平成31年（令和元年）度以降の「危機対応」の既往融資残高を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

融資対象(3)アについては、平成23年3月11日より東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令(平成23年政令第133号)第1条第1号で定める日までの貸付実行分を対象とし、融資対象(3)イについては、総則の5に定めるほか、危機指定期間内に危機関連保証の認定申請があったものを対象とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
東日本大震災 融資対象(3)ア	区市町村長等の認定書等(東日本大震災法第128条に係る認定等)	1部
危機関連 融資対象(3)イ	区市町村長の認定書(信用保険法第2条第6項に係る認定)	1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「危機対応」の表示をする。

5 エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資

(略称：エネルギー・ウクライナ・円安等)

一 エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資

(略称：エネルギー・ウクライナ・円安等)

I 目的

ウクライナ情勢の変化や原油・エネルギー価格その他物価の高騰、円安等によって都内経済の先行きは不透明化している。都内中小企業においても、経営環境が複雑化する中で様々な影響が懸念される。

よって、ウクライナ情勢、円安、エネルギー関連等の単一又は複合的な要因を発端として事業活動に影響が生じる中小企業者等に対し、当座の返済負担軽減や資金的な支援を行うことにより、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件(総則の3)を満たすこと。
- (3) 次のア及びイを満たすもの

ア ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。

イ 次のいずれかを満たすもの

- ① 「最近3か月間(申込月の前々月を含めること。)の売上実績」又は「今後3か月間(申込月の翌月を含めること。)の売上見込」が前年同期と比較して10%以上減少していること。
なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として売上高が減少している場合であれば、本要件を充足していると思なすことが可能。
- ② 「最近1か月間の売上高総利益率」が前年同月と比較して10%以上減少していること。
なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として売上高総利益率が減少している場合であれば、本要件を充足していると思なすことが可能。
- ③ 「最近1か月間の売上高営業利益率」が前年同月と比較して10%以上減少していること。
なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として売上高営業利益率が減少している場合であれば、本要件を充足していると思なすことが可能。

IV 融資条件

	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資 (略称：エネルギー・ウクライナ・円安等)
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、既往融資の返済を目的とする運転資金は不可
融資限度額*	2億8,000万円(組合4億8,000万円)
融資期間	15年以内(据置期間5年以内を含む。)
融資利率 (年率)	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、本融資(新規申込分を含む)の融資残高に応じて以下のとおり東京都が信用保証料を補助する。 【8,000万円以下】 信用保証料の5分の4を補助 【8,000万円超】 信用保証料の3分の2を補助 なお、小規模企業者に対しては信用保証料の4分の3を補助
保証人	総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。

※ 令和3年度以降の「経営一般(ウクライナ情勢対応緊急融資)」、令和4年度の「ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」、令和5年度の「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資」及び令和6年度以降の「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」の既往融資残高を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
	「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」該当届（様式36）	1 部
	融資対象であることが確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）	1 部

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「エネルギー・ウクライナ・円安等」の表示をする。

附 則

- 1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度東京都中小企業制度融資要項に基づき申込みのあったもので未処理のものは、令和7年度東京都中小企業制度融資要項で処理する。

附 則

- 1 この要項は、令和8年5月29日から施行する。

様式集

1	「DX・イノベ・産業育成支援」申込書（DX）	P89
2	「DX・イノベ・産業育成支援」支援内容証明書（DX）	P90
3	「女性活躍推進」申込書（女性）	P91
4	「働き方改革支援」申込書（働き方）	P92
5	「働き方改革支援」支援内容証明書（働き方）	P93
6	「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」申込書（ソーシャル）	P94
7	「HTT・ゼロエミッション支援」申込書（HTT・ゼロエミ）	P95
8	「地域金融機関による脱炭素化支援特例」支援内容証明書（ゼロエミ・連携）	P96
9	経営指導内容証明依頼書（小口・支援／商工会議所）	P97
10	経営指導内容証明書（小口・支援／商工会議所）	P98
11	経営指導内容証明依頼書（小口・支援／商工会）	P99
12	経営指導内容証明書（小口・支援／商工会）	P100
13	「小口支援特例」確認書（小口・支援）	P101
14	「プロパー融資促進型」該当届	P102
15	「補助金・助成金つなぎ」申込書（助成つなぎ）	P103
16	創業計画添付書（創業/創業経保）	P104
17	創業計画書（創業）	P105
18	「創業支援特例/創業経保支援特例」支援内容証明書（創業・支援/創業経保・支援）	P108
19	「スタートアップ支援」申込書（スタートアップ）	P109
20	「海外展開支援」申込書（海外展開）	P110
21	設備投資計画添付書（設備立地）	P111
22	設備投資計画書（設備立地）	P112
23	「強化認定革新特例」確認書（強化認定・革新）	P114
24	「都経営力強化保証対応型重点支援特例」申込書	P115
25	「チャレンジ」申込書（チャレンジ）	P116
26	「構造改革支援」事業計画書	P117
27	「金融・経営一体型支援事業」支援内容証明書（構造改革支援）	P118
28	事業承継計画書（承継前）（承継一般）	P119
29	事業承継計画書（承継後）（承継一般）	P124
30	「事業承継支援特例」支援内容証明書（承継・支援）	P127
31	「M&A促進」確認書（M&A）	P128
32	「経営一般」該当届（経営一般）	P129
33	倒産企業等届出書・名簿（経営一般）	P132
34	「フェニックス重点支援特例」申込書	P134
35	「特別借換」事業計画書（特別借換）	P135
36	「エネルギー・ウクライナ・円安等対応緊急融資」該当届 （エネルギー・ウクライナ・円安等）	P136

※ 制度利用に当たり、この様式集をコピーして使用することができます。

「DX・イノベ・産業育成支援」申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

《 融資対象の区分 》(該当する場合、○印を付してください。)

「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 DX」に記載の融資対象のいずれかに該当している。

《 事業名/取組名 》

「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 DX」を参考に、以下事項を記載

番号:

事業名又は取組名:

《 添付書類 》

「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 DX」を参考に、添付書類名を記載

(※)融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

「DX・イノベ・産業育成支援」 支援内容証明申請書兼個人情報に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

東京信用保証協会保証申込みのため、証明願います。
 なお、本制度を利用するにあたり、貴団体が保有する私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会及び取扱金融機関との間で提供及び授受することについて同意いたします。

(申請者) 住 所
 名 称
 代 表 者

「DX・イノベ・産業育成支援」支援内容証明書

支援事業名 :
支援の内容
(※支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)

上記のとおり、本団体において支援を実施したことを証明します。

西暦 年 月 日

印

※

※電子署名での対応も可とする。

担 当 者	
-------	--

※本証明の有効期間は、証明をした日より30日です。

「働き方改革支援」 支援内容証明申請書兼個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

東京信用保証協会保証申込みのため、証明願います。
 なお、本制度を利用するにあたり、貴団体が保有する私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会及び取扱金融機関との間で提供及び授受することについて同意いたします。

(申請者) 住 所
 名 称
 代 表 者

「働き方改革支援」支援内容証明書

支援事業名:	支援の開始日:
支援の内容:	
(※支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)	

上記のとおり、本団体において支援を実施したことを証明します。

西暦 年 月 日

印
※

※電子署名での対応も可とする。

担 当 者	
-------	--

※本証明の有効期間は、証明をした日より30日です。

「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

《 融資対象の区分 》（該当するものいずれかに○印を付してください。）

	(1) 認定NPO法人、特例認定NPO法人の認定を取得している
	(2) 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第11条第1項に規定するソーシャルファームの認証又は予備認証を取得している

《 添付書類 》

	認定NPO法人又は特例認定NPO法人として決定された際に、所管庁から発行された通知書面の写し
	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第11条第1項に基づくソーシャルファームの認証又は予備認証を取得していることが確認できる資料(ホームページの写し等)の写し

(※) 融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

「HTT・ゼロエミッション支援」申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住所
 名称
 代表者

《 融資対象の区分 》(該当する場合、○印を付してください。)

	(1) 「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 HTT・ゼロエミ①/ゼロエミ・促進/ゼロエミ・連携」に記載の融資対象のいずれかに該当している。
	(2) 「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 HTT・ゼロエミ②」に記載の融資対象のいずれかに該当している。

《 事業名/取組名 》

「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 HTT・ゼロエミッション支援」を参考に、以下事項を記載

項目名:
 「HTT・ゼロエミ①」、「HTT・ゼロエミ②」、「ゼロエミ・促進」、「ゼロエミ・連携」のいずれかを記載)
 番号/事業名又は取組名:

《 添付書類 》

「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 HTT・ゼロエミッション支援」を参考に、添付書類名を記載

《 具体的な取組事項 》(上記(2)該当者のみ)

実施事項 (再生可能エネルギーの活用、CO2排出量の削減等)

現状値 :	目標値 :
目標達成に向けた 実施内容	

(※)融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

「地域金融機関による脱炭素化支援特例」 支援内容証明申請書兼個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

東京信用保証協会保証申込みのため、証明願います。
なお、本制度を利用するにあたり、貴団体が保有する私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会及び取扱金融機関との間で提供及び授受することについて同意いたします。

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者

「地域金融機関による脱炭素化支援特例」支援内容証明書

支援の開始日	年 月 日	支援回数 (本年度、前年度、前々年度)	回
支援の内容及び今後の見込み等			
(※支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)			

上記のとおり、本団体において支援を実施したことを証明します。なお、支援継続中の場合は、上記申請者からの要望に応じて、適宜、「地域金融機関による脱炭素化支援事業」において支援を行う方針です。

西暦 年 月 日

東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による脱炭素化支援事業」の運営受託者

印
※

※電子署名での対応も可とする。

担 当 者

※本証明の有効期間は、証明をした日より30日です。

経営指導内容証明依頼書

西暦 年 月 日

商工会議所会頭 殿
支部会長 殿

「小口（支援特例）」の借入申込みをしたいので、証明願います。

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

《 事業概要 》

業 種		年 商	千円
業 歴 等	創業 年 月(所在地 年)	資 本 金	千円
従業員数	人 他家族/役員	人 他パート・アルバイト	人
主 な 事業内容			
必要資金の 使いみち	運転資金 千円 〔 1仕入資金 千円 〕 2決済用資金 千円 3諸経費支払資金 千円 4その他 千円 ()	設備資金 千円 〔 1店舗等 千円 〕 2機械器具等 千円 3その他 千円 ()	
保証協会 利用残高※	年 月末時点 千円	所有不動産	有 無

※ 現在の残高は分かる範囲で結構です。

なお、今回の借入を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円を超える場合は、本制度は御利用いただけません。

個人情報に関する同意書

私は、本申込みをするにあたり、以下の事項について同意いたします。
貴商工会議所が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住所

氏名

(商工会議所使用欄)
受付日
受付NO

※ 本様式の「個人情報に関する同意書」の欄については、「小口零細企業保証制度」を利用する際に記名・押印する「情報共有に関する同意書」を提出していれば、記名・押印を省略することができます。

経営指導内容証明書

申込者	(フリガナ) 商号（法人名）	
	(フリガナ) 氏名（代表者）	明・大・昭・平 年 月 日生
上記申込者に対し、本団体において6か月以上にわたり、経営指導を実施したことを証明します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">西暦 年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">商工会議所会頭 支部会長</div> <div style="text-align: right;">印※</div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※電子署名での対応も可とする。</p>		

≪ 事業概要 ≫

業 種		従業員数	人	他家族/役員 人 他パート・アルバイト 人
主な事業内容 （具体的に）		業 歴 等	業歴 年 か月 （現在地での業歴 年）	

≪ 経営指導の実績 ≫

経営指導開始日		直近6か月の 指導回数	回
面 接	西暦 年 月 日 西暦 年 月 日	実 訪	西暦 年 月 日 西暦 年 月 日
経営指導の内容（経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、その他（ ））			
経営改善の効果			

≪ 確認事項 ≫

確認を行った事項にチェックを付けてください。（申告書・決算書の確認は必須です。）

確認書類	<input type="checkbox"/> 申告書・決算書（ 年 月期 / 年 月期） <input type="checkbox"/> 試算表（ 年 月期） <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 借入金返済予定表	
納税確認	<input type="checkbox"/> 法人税（個人の場合は、所得税） <input type="checkbox"/> 事業税（個人の場合は、個人事業税）	許認可等 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有

※本証明書の有効期間は、

発行日より30日です。

発行 No		経営指導員	
-------	--	-------	--

経営指導内容証明依頼書

西暦 年 月 日

商工会長 殿

「小口（支援特例）」の借入申込みをしたいので、証明願います。

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

《 事業概要 》

業 種		年 商	千円
業 歴 等	創業 年 月(所在地 年)	資 本 金	千円
従業員数	人 他家族/役員	人 他パート・アルバイト	人
主 な 事業内容			
必要資金の 使いみち	運転資金 千円 〔 1仕入資金 千円 2決済用資金 千円 3諸経費支払資金 千円 4その他 千円 () 〕	設備資金 千円 〔 1店舗等 千円 2機械器具等 千円 3その他 千円 () 〕	
保証協会 利用残高※	年 月末時点 千円	所有不動産	有 無

※ 現在の残高は分かる範囲で結構です。

なお、今回の借入を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円を超える場合は、本制度は御利用いただけません。

個人情報に関する同意書

私は、本申込みをするにあたり、以下の事項について同意いたします。
貴商工会議所が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住所

氏名

(商工会議所使用欄)
受付日
受付NO

※ 本様式の「個人情報に関する同意書」の欄については、「小口零細企業保証制度」を利用する際に記名・押印する「情報共有に関する同意書」を提出していれば、記名・押印を省略することができます。

経営指導内容証明書

申込者	(フリガナ) 商号（法人名）	
	(フリガナ) 氏名（代表者）	明・大・昭・平 年 月 日生
上記申込者に対し、本団体において6か月以上にわたり、経営指導を実施したことを証明します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">西暦 年 月 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 商工会長 印※ </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※電子署名での対応も可とする。</p>		

≪ 事業概要 ≫

業 種		従業員数	人	他家族/役員 人 他パート・アルバイト 人
主な事業内容 （具体的に）		業 歴 等		業歴 年 か月 （現在地での業歴 年）

≪ 経営指導の実績 ≫

経営指導開始日		直近6か月の 指導回数	回
面 接	西暦 年 月 日 西暦 年 月 日	実 訪	西暦 年 月 日 西暦 年 月 日
経営指導の内容（経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、その他（ ））			
経営改善の効果			

≪ 確認事項 ≫

確認を行った事項にチェックを付けてください。（申告書・決算書の確認は必須です。）

確認書類	<input type="checkbox"/> 申告書・決算書（ 年 月期 / 年 月期） <input type="checkbox"/> 試算表（ 年 月期） <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 借入金返済予定表		
納税確認	<input type="checkbox"/> 法人税（個人の場合は、所得税） <input type="checkbox"/> 事業税（個人の場合は、個人事業税）	許認可等	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有

※本証明書の有効期間は、

発行日より30日です。

発行 No		経営指導員	
-------	--	-------	--

「小口支援特例」確認申請書

西暦 年 月 日

東京都 御中

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

東京信用保証協会保証申込みのため、私(当社)が、東京都の経営革新計画に係るフォローアップ支援(実施フォローアップ)を受けたことを、確認願います。

「小口支援特例」確認書

- 1 支援内容:経営革新計画に係るフォローアップ支援(実施フォローアップ)
- 2 支援実施日:西暦 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを証明します。

西暦 年 月 日

東京都産業労働局商工部長

印

※本証明の有効期間は、証明をした日より30日です。

「プロパー融資促進型」該当届

西暦 年 月 日

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者

「一般事業融資(プロパー融資促進型)」の融資対象に該当することを届け出ます。

《 注意事項 》

- (1)この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- (2)この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- (3)この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

(金融機関使用欄)

当方におけるプロパー融資の融資残高がないことを確認しました。

西暦 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者職・氏名

担当者名

「補助金・助成金つなぎ」申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

《 資金の内容 》

「 _____ 」に
要する資金を「一般事業融資（補助金・助成金つなぎ）」として申し込むため、下記書類を添えて提出します。

《 添付書類 》

補助金・助成金の事業申請書の写し

補助金・助成金の交付決定通知書の写し

(※)融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

創業計画添付書

西暦 年 月 日

(申込者) 住所
名称
代表者

「創業融資(創業/創業経営者保証不要型)」を申し込むため、本紙に添付書類を添えて提出します。

《 創業の概要 》

融資対象の区分 (融資実行の時点)	創業前[融資対象(1)]・創業後[融資対象(2)]・分社化[融資対象(3)]				
開業形態	個人・法人	商号(屋号)			
開業の住所					
開業年月日	年 月 日	電話	()		
事業開始届出書の有無	有・無	資本金	円	従業員数	人
他の事業との兼務状況	申込時において、他の事業を営んで (いる・いない)				

《 添付書類 》 (該当するものに○印を付してください。)

申込区分	創業	創業経営者保証不要型
使用する 創業計画書	(様式17・(公財)東京都中小企業振興公社・区市町村) 所定の様式	国の保証制度要綱 所定の様式

創業計画書

西暦 年 月 日

1 事業内容や創業動機

※ 確定申告を終了している方は、下表の記入は不要です。

業種	
(1) 事業内容(取扱品・主製品又はサービスなど)	
(2) 創業の目的と動機	
(3) 創業する事業の経験	
(4) 強み、セールスポイント及び競合状況	
(5) 補足説明(創業する直前の職業、事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得、事業協力者の有無、創業スケジュール等及び補足説明したいことを具体的に記入してください。)	

2 事業の着手状況(該当するものに○印を付し、確認できる書類等を添付してください。)

<input type="checkbox"/>	機械器具・什器備品等を発注済みである。	<input type="checkbox"/>	事業に必要な許認可等を受けている。
<input type="checkbox"/>	土地・店舗を買収するための頭金等を支払い済みである。	<input type="checkbox"/>	事業に必要な許認可の申請が受理されている。
<input type="checkbox"/>	土地・店舗を賃借するための権利金・敷金等を支払い済みである。	<input type="checkbox"/>	その他(具体的内容を記入してください。)
<input type="checkbox"/>	商品・原材料等の仕入を行っている。	<input type="checkbox"/>	[]

3 販売先・仕入先

主な販売先・受注先	住所	販売・受注予定額	回収方法
		年 千円	現金・売掛・手形
		年 千円	現金・売掛・手形
		年 千円	現金・売掛・手形

主な仕入先・外注先	住所	仕入・外注予定額	支払方法
		年 千円	現金・売掛・手形
		年 千円	現金・売掛・手形
		年 千円	現金・売掛・手形

4 創業時の投資計画とその調達方法や内容

※ 金額が確認できる預金通帳の写し、残高証明、見積書、領収書等を添付してください。

※ 売上発生から1年以上経過している方又は確定申告を終了している方は、下表の記入は不要です。
合計残高試算表又は確定申告書(決算書)を添付してください。

創業時の投資計画		金額(千円)	調達方法・内容	金額(千円)
設備資金	事業用不動産取得・敷金・入居保証金		預金	
	改装費		預金以外	
	機械器具・什器備品等			
① 設備資金計			本件借入金	
運転資金	商品・原材料等の仕入資金			
	人件費・賃金等		その他の借入金	
	その他の資金		その他の資金	
② 運転資金計				
合計(①+②)			合計	

5 損益計画（売上発生後1年未満の場合：売上発生後1年毎、売上発生後1年以上の場合：今期以降の決算見込）

項目	1年目(1期目)	計算根拠			
① 売上高					
② 売上原価(仕入額、製造原価等)					
③ 売上総利益(①－②)					
④ 人件費					
⑤ 地代家賃					
⑥ 光熱費					
⑦ 減価償却費					
⑧ 支払利息					
⑨ その他経費					
⑩ 販売管理費計(④～⑨)		損益計画	売上高	営業利益	減価償却費
⑪ 営業利益(③－⑩)		2年目(2期目)			
		3年目(3期目)			

(千円)

6 自己資金額算定表（個人が新たに創業する場合のみ記入してください。）

※ 金額が確認できる預金通帳の写し、残高証明、見積書、領収書等を添付してください。

内訳		備考	金額(千円)
事業に充てるため用意した資産	普通預金		
	定期預金		
	有価証券		
	敷金・入居保証金		
	資本金・出資金に充てる資金		
	当該事業用設備		
	その他資産(不動産を除く。)		
	合計①		
借入金等	住宅ローン	年間返済額の2年分	
	設備導入のための長期借入金	年間返済額の2年分	
	その他長期借入金	借入金全額	
	合計②		
自己資金額(①－②)			

※ 自己資金額等については、保証協会において再計算します。

「創業支援特例/創業経保支援特例」
支援内容証明申請書兼個人情報に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

東京信用保証協会保証申込みのため、証明願います。
 なお、本制度を利用するにあたり、貴団体が保有する私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会及び取扱金融機関との間で提供及び授受することについて同意いたします。

（申請者） 住 所
 名 称
 代 表 者

「創業支援特例/創業経保支援特例」支援内容証明書

支援の開始日	年 月 日	直近1年の支援回数	回
支援の内容(経営、財務、人材育成、販路開拓)			
<p>※ 支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。</p>			

上記のとおり、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての分野に関する支援を継続的に行ったことを証明いたします。

西暦 年 月 日

印
※

※電子署名での対応も可とする。

担 当 者

※本証明の有効期間は、証明をした日より30日です。

「スタートアップ支援」申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住所
名称
代表者

≪ 融資対象の区分 ≫ (該当する場合、○印を付してください。)

	(1) 「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 スタートアップ」に記載の融資対象のいずれかに該当している。
	(2) 創業した日又は分社化により設立された日から5年未満であり、かつ、創業又は創業経保の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む。)

≪ 事業名/取組名 ≫ (上記(1)該当者のみ)

「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 スタートアップ支援」を参考に、以下事項を記載

番号：

事業名又は取組名：

≪ 添付書類 ≫ (上記(1)該当者のみ)

「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 スタートアップ支援」を参考に、添付書類名を記載

(※)融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

設備投資計画添付書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

「設備融資」を申し込むため、本紙に添付書類を添えて提出します。

◀ 融資対象の区分 ▶

該当するものいずれかに○印を付してください。

<input type="checkbox"/>	(1) 設備投資
<input type="checkbox"/>	(2) 企業立地促進
<input type="checkbox"/>	(3) 設備立地認定特例

◀ 添付書類 ▶ (該当するものの書類を添付)

区分(1)又は(2)の場合は以下のいずれかの書類に○印を付してください。

<input type="checkbox"/>	設備投資計画書(様式22)
<input type="checkbox"/>	設備投資計画書(区市町村所定の様式)

区分(3)の場合は以下のいずれかの書類に○印を付してください。

<input type="checkbox"/>	東京都知事への計画承認申請の写し、東京都知事からの計画承認通知の写し及びこれに係る確認書の写し(地域経済牽引事業計画※)
<input type="checkbox"/>	都内区市町村長への認定申請書の写し及び都内区市町村長の認定を受けたことが証明できる書類の写し(先端設備等導入計画※)(区市町村所定の様式)

※計画期間内のものに限る。

注)融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

設備投資計画書

西暦 年 月 日

1 申込者の概要

名 称			
代 表 者			
立 地 場 所			
目 的			
立 地 時 期 (「設備投資」の場合、記入不要)	工事等の建設 着工(予定)	年	月 日
	工場等の建設 完成予定	年	月 日
	操業開始(「増設」で建設中も操業継続の場合、記入不要)	年	月 日
	「増設」の場合、新設当時(前回増設当時)の操業開始	年	月 日

2 設備投資計画(該当箇所に記入してください。)

資金使途		融資対象額 (千円)	計画総額 (千円)	使途の概要(具体的に記入してください。)		
設備資金	土 地			購入 m ²	借地 m ²	
	建 物			建設 m ²	購入 m ²	賃貸 m ²
	機 械 設 備					
	そ の 他			(具体的に)		
運転資金	仕入資金			@	千円/月 ×	月
	人件費			@	千円/月 ×	月
	市場開拓費			市場調査費	宣伝費	その他
	そ の 他			(具体的に)		
合 計				—		

3 資金計画

調達先	金額(千円)	金利(予定・年利)	返済期間	備 考
		%	年	(今回申込分)
		%	年	
自己資金		—	—	
その他		%	年	増資・資産売却・その他 (○で囲む)
合 計		—	—	

4 損益計画

(千円)

	直近期 ／ 期	1年後 ／ 期	2年後 ／ 期	3年後 ／ 期
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売管理費				
営業利益				
営業外収益				
営業外費用 (うち支払利息・割引料)	()	()	()	()
経常利益				
特別損益				
法人税等				
当期純利益				
減価償却費				

5 人員計画

(人、千円)

	直近期 ／ 期	1年後 ／ 期	2年後 ／ 期	3年後 ／ 期
常勤役員				
常勤従業員				
臨時従業員				
合計				
人件費				

「強化認定革新特例」確認申請書

西暦 年 月 日

東京都 御中

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

東京信用保証協会保証申込みのため、私(当社)が、東京都の経営革新計画に係るフォローアップ支援(実施フォローアップ)を受けたことを、確認願います。

「強化認定革新特例」確認書

- 1 支援内容:経営革新計画フォローアップ支援(実施フォローアップ)
- 2 支援実施日:西暦 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを確認いたします。

西暦 年 月 日

東京都産業労働局商工部長

印

※本証明の有効期間は、証明をした日より30日です。

「都経営力強化重点支援特例」申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

「経営強化融資(都経営力強化重点支援特例)」を申し込むため、この書類を提出します。

《 注意事項 》

- (1)この申込書は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- (2)この特例は、申込時点でコロナ関連融資の残高がある方がご利用いただけます。
- (3)この申込書に基づき、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。
その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

「チャレンジ」申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住所
名称
代表者

≪ 融資対象の区分 ≫ (該当するものいずれかに○印を付してください。)

	(1) 「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 チャレンジ」に記載の融資対象のいずれかに該当している。
	(2) 研究開発等の支援のために、国・地方公共団体・その他関連団体から助成金交付決定を受けた。

≪ 事業名/取組名 ≫ (上記(1)該当者のみ)

「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 チャレンジ」を参考に、以下事項を記載

番号:

事業名/取組名:

添付書類名:

≪ 助成金名 ≫ (上記(2)のみ)

研究開発等の支援のために、国・地方公共団体・その他関連団体から助成金交付決定を受けたことがわかる添付書類名を記載

助成金名:

添付書類名:

(※)融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

「構造改革支援」事業計画書

西暦 年 月 日

1 申込者の概要

法人名 代表者名 又は氏名	
所在地	
現在の事業内容	

2 構造改革にかかる取組

主な取組内容を以下から選択し、売上の発生有無について記載してください。

新たな取組についての売上発生	<input type="checkbox"/> 済（西暦 年 月） <input type="checkbox"/> 未了 ※売上が発生していない場合は、新たな取組に着手していることが客観的に分かる資料の提出が必要となる場合があります。
----------------	--

(1) 取組の具体的内容

（現状分析（業況、強み・弱み・機会・脅威等）を踏まえて記載してください）

【取組の具体的内容】

(2) 本取組によって期待できる効果について記載してください。

【期待できる成果】

----- 金融機関使用欄 -----

申込者が本制度の要件を満たしていることを確認しております。

西暦 年 月 日

金融機関本・支店名

確認者名

「金融・経営一体型支援事業」 支援内容証明申請書兼個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

東京信用保証協会保証申込みのため、証明願います。

なお、本制度を利用するにあたり、貴団体が保有する私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会及び取扱金融機関との間で提供及び授受することについて同意いたします。

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者

「金融・経営一体型支援事業」支援内容証明書

- ・支援の実施日

 - ・支援の内容(抽出した経営課題等)

 - ・経営支援機関へのつなぎ(接続)
つなぎ先の経営支援機関名称:

 - 実施年月日:

上記のとおり、本団体における支援の実施を証明します。

西暦 年 月 日

印
※

※ 電子署名での対応も可とする。

担 当 者	
-------	--

※ 本証明の有効期間は、証明をした日より30日です。

事業承継計画書（承継前）

西暦 年 月 日

（申込者） 住 所
名 称
代 表 者

「事業承継融資（承継一般）」を申し込むため、この書類を提出します。

《 承継の区分 》（該当するものがあれば○印を付してください。）

<input type="checkbox"/>	代表者の交代（承継を行う申込者（法人）が引き続き事業を行う。）
<input type="checkbox"/>	事業の譲渡（申込者（法人・個人）が事業の譲渡を受け、事業を行う。）

《 承継者の区分 》（該当するものがあれば○印を付してください。）

<input type="checkbox"/>	親族内承継（被承継者の親族が、事業を承継する。）
<input type="checkbox"/>	従業員承継（承継する事業に従事している従業員が、事業を承継する。）
<input type="checkbox"/>	第三者承継（第三者が、事業を承継する。）

《 承継の区分 》（該当するものがあれば○印を付してください。）

<input type="checkbox"/>	全部承継（承継が、被承継者の事業全部を対象とする。）
<input type="checkbox"/>	一部承継（承継が、被承継者の事業の一部を対象とする。）

（※）融資申込時に金融機関等へ提出してください。（金融機関等を経由して保証協会に送付されます。）

1 被承継者(事業)の概要等

被承継者の概要	名 称		代表者名								
	資本金	千円	従業員数	人	決算期	月決算					
	創業時期		個人・法人		年	月					
			(個人から法人化した場合はその時期:		年	月)					
	承継予定日		年		月	日					
	被承継事業(全体)の業種		※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。								
	主な取扱品目(業務内容)		※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。		受注生産	%					
				見込生産	%						
企業の沿革 本人の経歴		(現在地での営業年数: 年 月)									
取引先の状況	主な販売先	会社名	構成比(%)	回収条件(%)		主な仕入先	会社名	構成比(%)	回収条件(%)		
				現金	手形				現金	手形	
納税状況	()年度	法人税・所得税	事業税		許認可等	種類					
	税 額	円	円			名義人					
	納 税 額	円	円			名義変更	済・ 年 月 日予定				
	未 納 額	円	円			番 号					
						有効期間	年 月 日～ 年 月 日				
承継する事業の 名称・実施場所 (予定)		(申込者の本店又は支店登記が現在東京都内にはない場合のみ記入してください。)									
		名称 _____									
		所在地 _____									

2 事業承継の経緯(具体的に記入してください。)

(1)承継者と被承継者(その代表者を含む。)の関係
(2)事業承継を行う理由

3 事業承継の対象物

※承継の範囲が全部承継の場合、下表の記入は不要です。(承継時に貸借対照表を添付してください。)

	対 象	金額(千円)	用途の概要
流動資産	売掛債権(売掛金・手形)		
	在庫		
	その他流動資産		
固定資産	土地		
	建物		
	営業権・特許権・借地権		
	その他固定資産		
流動負債	買掛債務(買掛金・手形)		
	短期借入金		
	(うち保証付借入金)	()	
	その他流動負債		
固定負債	長期借入金		
	(うち保証付借入金)	()	
	その他固定負債		

※承継の区分が「代表者の交代」の場合は、下記の4及び6を記入し、「事業の譲渡」の場合は、下記の5及び6を記入してください。

4 承継計画（※「代表者の交代」の場合に記入）

（千円）

		承継前 （ / 期）	1年目 （ / 期）	2年目 （ / 期）	3年目 （ / 期）	4年目 （ / 期）	5年目 （ / 期）	6年目 （ / 期）	7年目 （ / 期）	8年目 （ / 期）	9年目 （ / 期）	10年目 （ / 期）
事業	売上高											
	経常利益											
	従業員数											
現 経 営 者	年齢											
	役職											
	関係者の 理解											
	持株（%）											
後 継 者	年齢											
	役職											
	後継者教育											
	持株（%）											
事業承継に おいて計画的に 取り組む事項												
本件の申込みに 至った経緯												

5 承継前後の損益実績及び計画（※「事業の譲渡」の場合に記入）

（千円）

	／ 期		／ 期		／ 期		／ 期	
	（承継者実績）	%	（被承継者実績）	%	（承継者計画）	%	（被承継者計画）	%
売上高		100		100		100		100
売上原価								
売上総利益								
販売管理費								
営業利益								
営業外収益								
営業外費用 （うち支払利息・割引料）	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）	
経常利益								
特別損益								
法人税等								
当期純利益								
減価償却費								
従業員数		人		人		人		人
売上高・利益の根拠、 財源不足の補填方法 等	（この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載し添付してください。）							
本件の申込みに 至った経緯								

6 資金計画

調達先	金額(千円)	金利(予定・年利)	返済期間	備考
		%	年	(今回申込分)
		%	年	
		%	年	
自己資金		—	—	
その他		%	年	増資・資産売却・その他(○で囲む)
合計		—	—	

事業承継計画書（承継後）

西暦 年 月 日

（申込者） 住 所
名 称
代 表 者

「事業承継融資（承継一般）」を申し込むため、この書類を提出します。

《 承継の区分 》（該当するものがあれば○印を付してください。）

<input type="checkbox"/>	代表者の交代（承継を行う申込者（法人）が引き続き事業を行う。）
<input type="checkbox"/>	事業の譲渡（申込者（法人・個人）が事業の譲渡を受け、事業を行う。）

《 承継者の区分 》（該当するものがあれば○印を付してください。）

<input type="checkbox"/>	親族内承継（被承継者の親族が、事業を承継する。）
<input type="checkbox"/>	従業員承継（承継する事業に従事している従業員が、事業を承継する。）
<input type="checkbox"/>	第三者承継（第三者が、事業を承継する。）

《 承継の区分 》（該当するものがあれば○印を付してください。）

<input type="checkbox"/>	全部承継（承継が、被承継者の事業全部を対象とする。）
<input type="checkbox"/>	一部承継（承継が、被承継者の事業の一部を対象とする。）

（※）融資申込時に金融機関等へ提出してください。（金融機関等を経由して保証協会に送付されます。）

1 実施した事業承継の概要等

被承継者の概要	名 称		代表者名								
	資本金	千円	従業員数	人	決算期	月決算					
	創業時期		個人・法人		年	月					
			(個人から法人化した場合はその時期:		年	月)					
	承継予定日		年		月	日					
	被承継事業(全体)の業種		※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。								
	主な取扱品目(業務内容)		※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。		受注生産	%					
				見込生産	%						
企業の沿革 本人の経歴		(現在地での営業年数: 年 月)									
取引先の 状況	主な 販売先	会社名	構成比(%)	回収条件(%)		主な 仕入先	会社名	構成比(%)	回収条件(%)		
				現金	手形				現金	手形	
納税状況	()年度	法人税・所得税		事業税		許認可等	種類				
	税 額	円		円			名義人				
	納 税 額	円		円			名義変更	済・ 年 月 日 予定			
	未 納 額	円		円			番 号				
							有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
承継した事業の 名称・実施場所		(申込者の本店又は支店登記が現在東京都内がない場合のみ記入してください。)									
		名称 _____									
		所在地 _____									

2 事業承継の経緯（具体的に記入してください。）

(1) 承継者と被承継者（その代表者を含む。）の関係
(2) 事業承継を行った理由

3 事業計画

（千円）

	承継前直近期 ／ 期 （実績）	承継後1年目 ／ 期 （実績・計画）	2年目 ／ 期 （実績・計画）	3年目 ／ 期 （実績・計画）	4年目 ／ 期 （実績・計画）	5年目 ／ 期 （計画）
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売管理費						
営業利益						
営業外収益						
営業外費用 （うち支払利息・割引料）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
経常利益						
特別損益						
法人税等						
当期純利益						
減価償却費						
従業員数	人	人	人	人	人	人
売上高・利益の根拠、 財源不足の補填方法 等	（この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載し添付してください。）					
本件の申込みに 至った経緯						

「経営一般」該当届

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

次ページのとおり、「経営安定融資(経営一般)」の融資対象に該当することを届け出ます。

《 注意事項 》

- (1)この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- (2)この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- (3)この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

《 該当事由 》

次の1～6の中で該当するもの一つを選んで番号に○印を付し、枠内に必要事項を記入してください。

1 最近3か月間の売上高が前年同期と比較して、5%以上減少している。

売上高 減少の理由					
最近3か月間の売上高 (年 月～ 年 月)		前年同期の売上高 (年 月～ 年 月)		減少率 (5%以上が要件)	
(a)		(b)		$100 - (a \div b) \times 100$	
	千円		千円		%

※ 売上高が確認できる書類(試算表、帳簿の写し等)を添付してください。

※ 「最近3か月間の売上高」は「実績」(申込みの前々月を含む3か月間)の記入が原則です。ただし、「売上高減少の理由」から、今後の売上減少が確実であると認められる場合には、例外的に「今後3か月間(申込みの翌月を含めた3か月)の売上見込み」を記入することができます。

2 製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。

(1)原油等の仕入単価の上昇

最近1か月間の平均仕入単価 (年 月)		前年同月の平均仕入単価 (年 月)		上昇率 (20%以上が要件)	
(a)		(b)		$(a \div b) \times 100 - 100$	
	千円		千円		%

(2)原油等が売上原価に占める割合

最近1か月間の仕入価格 (年 月)		最近1か月間の売上原価 (年 月)		依存率 (20%以上が要件)	
(a)		(b)		$(a \div b) \times 100$	
	千円		千円		%

(3)製品等価格への転嫁の状況

最近3か月間の仕入価格 (年 月～ 年 月)		最近3か月間の売上高 (年 月～ 年 月)		割合	
(a)		(b)		$(a \div b) \times 100$	
	千円		千円		%
前年同期の仕入価格 (年 月～ 年 月)		前年同期の売上高 (年 月～ 年 月)		割合	
(c)		(d)		$(c \div d) \times 100$	
	千円		千円		%

※(1)～(3)の内容が確認できる書類(試算表、帳簿の写し等)を添付してください。

3 最近3か月間の売上高営業利益率が前年同期と比較して、20%以上減少している。

売上高営業利益率 減少の理由					
最近3か月間の売上高営業利益率 (年 月～ 年 月)		前年同期の売上高営業利益率 (年 月～ 年 月)		減少率 (20%以上が要件)	
(a)		(b)		$((b-a)/b(\text{絶対値})) \times 100$	
	%		%		%

※ 売上高営業利益率が確認できる書類(試算表、帳簿の写し等)を添付してください。

4 金融機関からの総借入が前年同期と比較して10%以上減少している。

直近の借入金残高 (年 月 日)		前年同期の借入金残高 (年 月 日)		減少率 (10%以上が要件)	
(a)		(b)		$100 - (a \div b) \times 100$	
	千円		千円		%

※ 借入金残高が確認できる書類(決算書、試算表、帳簿の写し等)を添付してください。

※ 借入金には「手形割引」及び「電子記録債権割引」を含みません。

5 倒産等企業に事業上の債権を有している。

倒産等企業の名称	倒産等企業の所在地	債権額	
			千円

※ 債権額が確認できる書類(請求書や帳簿の写し等)を添付してください。

※ 倒産等企業の確認ができること又は倒産等企業が東京都へ届出をしていることが必要です。

6 災害により事業活動に影響を受けている。

災害による影響

※ 当該災害について官公庁が発行するり災証明を添付してください。

No. _____

融資受付期間 年 月 日 ～ 年 月 日

倒産企業等届出書

(フリガナ)	
倒産等企業名	
(フリガナ)	
代表者名	

住 所			
主たる事業			
資本金額	千円	従業員数	人

倒産等の態様 (該当に○印)		破産手続き開始の申立て		民事再生手続き開始の申立て
		会社更生手続き開始の申立て		特別精算手続き開始の申立て
		特定調定の申立て		会社解散手続きの開始
		債権者集会による私的整理		電子交換所の取引停止処分

倒産等事由発生年月日(法的手続きについては申立日)				年	月	日
負債総額		千円	(うち東京都内)		千円)	
債権者数		企業	(うち東京都内)		企業)	
倒産等関連中小企業者名簿(東京都内)				別紙のとおり		

西暦 年 月 日

東京都知事 殿
上記のとおり届け出ます。

住所
法人名・商号
(又は債権者集会名)
代表者

連絡責任者	
氏 名	
電 話	()

(届出の問い合わせ先) 東京都産業労働局金融部金融課 03(5320)4877

「フェニックス重点支援特例」申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

「経営安定融資(フェニックス重点支援特例)」を申し込むため、この書類を提出します。

《 注意事項 》

- (1)この申込書は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- (2)この申込書は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- (3)この申込書に基づき、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。
その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

「特別借換」事業計画書

西暦 年 月 日

住 所

申 込 者

1. 借入申込みの内容

(千円)

	金融機関	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日	
既往借入金		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
	①小 計※1		—	A	0	0	—
② 増額借入希望額			B				回返済
③ 借入申込額(①+②)			A+B		0		年 月 日

※1 本融資により借り換える既往の保証付融資の状況を記入してください。

2. 今後計画的に取り組む事項(次の1～3の中で該当する番号に○印を付し、具体的に記入してください。)

1. 売上・受注の増加を図る	2. 収益性の向上を図る	3. その他

3. 経営の実績及び見込

(千円)

	前期実績	今年度見込	翌年度見込	補足・コメント※2
売上高				
売上総利益				
販売管理費				
人件費				
減価償却費				
その他				
営業利益				
営業外損益				
経常利益				
当期利益				

※2 必要に応じて記入してください。

※ 既に作成済みの事業計画書等を添付する場合は、2. 及び3. の記入を省略することができます。

(金融機関使用欄)

この度の借換資金については、申込人の金融正常化に寄与し、かつ事業経営に利益となるもので、
当 _____ では今後とも積極的に支援育成していく方針です。

	西暦 年 月 日
金融機関 本・支店名	
確認者名	

「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」該当届

西暦 年 月 日

(申込者) 住所
名称
代表者

ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因を発端として、以下の該当事由のとおり事業活動に影響が生じているので、「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」の融資対象に該当することを届け出ます。また、申込者は《 同意事項 》について同意いたします。

【該当事由】

- 1 ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因を発端として、事業活動に影響を受けている理由と、本融資による業況改善に向けた取組

--

2 事業活動への影響 (①又は②のいずれかに記載)

- ① 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して10%以上減少している。

最近3か月間の実績 又は今後3か月間の見込	年	月	年	月	年	月	合計 (a)	減少率 (10%以上が要件) $100 - (a \div b) \times 100$
	千円		千円		千円		千円	
前年同期の実績	年	月	年	月	年	月	合計 (b)	%
	千円		千円		千円		千円	

※売上実績が確認できる書類や売上見込の算出にあたり参照した書類を添付すること。(試算表、帳簿の写し等)

- ② 「最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率」が前年同月と比較して10%以上減少している。

最近1か月間の売上高総利益率 又は売上高営業利益率 (年 月) (a)	前年同月の売上高総利益率 又は売上高営業利益率 (年 月) (b)	減少率 (10%以上が要件) $((b-a)/b(\text{絶対値})) \times 100$
%	%	%

※売上高総利益率や売上高営業利益率が確認できる書類(試算表)を添付すること。

《 同意事項 》

当該融資に関して東京都、東京信用保証協会、取扱金融機関のいずれかが知るに至った申込者に関する情報(申込者が個人である場合におけるその個人情報を含む。)を必要な範囲で、東京都、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供し合うこと及び共有すること。

<注意事項>

- 本制度の対象は、ウクライナ情勢の悪化や円安、エネルギー関連の事由に起因するものとなります。
- この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

----- 金融機関使用欄 -----

申込者が本制度の要件を満たしていることを確認しております。

西暦 年 月 日

金融機関本・支店名

確認者名